

貸金業者向けの総合的な監督指針(抄)

現 行	改 正 案
<p>- 1 - 2 貸金業監督の基本的枠組み 貸金業の監督に当たっては、貸金業の実態と法に定められた監督の枠組みを十分に踏まえ、関係機関との連携を図る必要がある。</p> <p>第一に、貸金業者の監督当局は、その営業所等の所在範囲によって国（財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。以下同じ。））又は都道府県となる一方、資金需要者等はそのような区分にかかわらず全国に拡散し、複数業者を同時に利用することもありうることから、貸金業の効果的な監督のためには、資金需要者等から申し立てられた苦情を関連する監督当局に適切に回付する等、国（財務局）及び都道府県が連携して、監督情報の共有と集約に努める必要がある。</p> <p>第二に、無登録業者による違法営業は、消費者に多大な被害を及ぼすおそれがあり、登録制度の根幹にも触れる犯罪行為であって、監督当局としても、その跋扈を看過することはできない。また、<u>法の第一段施行段階では、財産的基礎要件の強化や貸金業務取扱主任者（以下「主任者」という。）の試験制度が未だ実施されないため、悪質業者の登録排除が徹底されないおそれもある。</u>このため、監督当局は、無登録業者はもとより、悪質登録業者についても、警察当局と適切に連携・協力して、徹底排除に努める必要がある。</p> <p>第三に、法は、業務の健全性を担保するため、業務改善命令等の規定を導入し監督権限を強化するとともに、自主規制機関としての協会制度を設けた。貸金業者の監督に当たっては、貸金業者の法令等遵守態勢や経営管理態勢等を的確に把握し、自主規制機関である協会との連携及び役割分担の下で、その適切な業務運営の確保に努める必要がある。また、協会に加入していない貸金業者（以下「非協会員」という。）については、加入を促すとともに、報告命令や検査権限の活用によりその業務実態の把握に特段の注意をもって臨み、協会の自主規制規則（協会の定款、業務規程、その他の規則をいう。以下同じ。）に則った社内規則等（協会の定款、業務規程、その他の規則を考慮し、当該貸金業者又はその役員若しくは使用人が遵守すべき規則をいう。以下同じ。）の作成・変更命令をはじめとする監督上の措置を十分に活用して、業務の適正性の確保に努める必要がある。</p>	<p>- 1 - 2 貸金業監督の基本的枠組み （略）</p> <p>（略）</p> <p>第二に、無登録業者による違法営業は、消費者に多大な被害を及ぼすおそれがあり、登録制度の根幹にも触れる犯罪行為であって、監督当局としても、その跋扈を看過することはできない。また、<u>悪質業者について登録排除の徹底を図ることも重要である。</u>このため、監督当局は、無登録業者はもとより、悪質登録業者についても、警察当局と適切に連携・協力して、徹底排除に努める必要がある。</p> <p>（略）</p>

貸金業者向けの総合的な監督指針(抄)

現 行	改 正 案
<p>- 2 監督指針策定の趣旨</p> <p>我が国の貸金業は、その主たる顧客を消費者とするか事業者とするか、また、どの程度のリスクの資金需要者等を主たる顧客とするか、さらにクレジットカードやリース等の兼業を行うか否か、他業者との提携において貸金業を営むか否か等に応じ、種々の業態に分かれて発展してきた。また、同一業態内においても、その規模の違いによって機械化、システム化の度合いや、コスト構造、資金調達状況等も大きく異なっている。しかし、こうした業態等の違いを超えて、貸金業者が適正なリスクマネーの供給者として我が国経済社会の健全な発展に寄与するためには、多様な資金需要に応える利便性向上を追求するのみならず、利用者の安心と信頼を確保する取組みを強化することが不可欠である。</p> <p>平成 18 年 12 月 20 日に公布された法は、貸金業の規制等に関する法律を抜本的に改正し、多重債務問題の解決と貸金業の健全化に資する措置を包括的に規定したものであるが、金融行政は、ルールに基づく事後チェック型行政を行い、貸金業者に上記の観点からの自助努力を促すという基本に変わりはない。</p> <p>ただし、<u>今般の法改正</u>では、個々の行為規制が強化されたのみならず「業務の適切な運営を確保するための措置」(法第 12 条の 2)が義務づけられ、業務改善命令(法第 24 条の 6 の 3)が規定されるなど、監督行政に当たっては、資金需要者等の利益の保護を図るために十分な態勢の確保を貸金業者に求めることとしている。また、<u>今般の法改正</u>は、総量規制及び上限金利引下げまでの間、段階的に施行されることとなっており、各段階において完全施行時の制度を見据えて、適正な監督を実施する必要がある。</p> <p>このような状況の下、本監督指針は、<u>公布後 1 年以内に実施される第 2 条施行において、貸金業者の監督行政はどのような視点に立つて行うべきか、各種規制の基本的考え方、監督上の着眼点と留意すべき事項、具体的な監督手法について、従来の事務ガイドラインの内容も踏まえ、体系的に整備するとともに、特に、貸金業者の経営状況や法令等遵守態勢を把握することが、事後チェック型行政を適切に行うための前提となるため、これらについて着眼点を加えることとした。なお、協会の策定する自主規制規則については、基本的には、非協会員にも同水準の社内規則等の整備を求めることとなるが、</u></p>	<p>- 2 監督指針策定の趣旨</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>ただし、<u>改正貸金業法</u>では、個々の行為規制が強化されたのみならず「業務の適切な運営を確保するための措置」(法第12条の2)が義務づけられ、業務改善命令(法第24条の6の3)が規定されるなど、監督行政に当たっては、資金需要者等の利益の保護を図るために十分な態勢の確保を貸金業者に求めることとしている。また、<u>改正貸金業法</u>は、総量規制及び上限金利引下げまでの間、段階的に施行されることとなっており、各段階において完全施行時の制度を見据えて、適正な監督を実施する必要がある。</p> <p>このような状況の下、本監督指針は、貸金業者の監督行政はどのような視点に立つて行うべきか、各種規制の基本的考え方、監督上の着眼点と留意すべき事項、具体的な監督手法について、従来の事務ガイドラインの内容も踏まえ、体系的に整備するとともに、特に、貸金業者の経営状況や法令等遵守態勢を把握することが、事後チェック型行政を適切に行うための前提となるため、これらについて着眼点を整理することとした。なお、協会の策定する自主規制規則については、基本的には、非協会員にも同水準の社内規則等の整備を求めることとなるが、貸金業者の業態や規模の多様性にかんがみ、必</p>

貸金業者向けの総合的な監督指針(抄)

現 行	改 正 案
<p>貸金業者の業態や規模の多様性にかんがみ、必ずしも全ての項目において協会の自主規制規則と一致した内容とすることができない可能性もあることから、本監督指針では、監督当局が各分野について社内規則等や内部管理態勢の整備を求める場合の留意点を記載することとした。</p> <p>なお、本監督指針に記載されている監督上の評価項目については、貸金業者の業態等の多様性にかんがみれば、必ずしも、その全てが各々の貸金業者に適用しえない可能性もあり、機械的・画一的な運用に陥らないように配慮する必要がある。一方、評価項目に係る機能が形式的に具備されていたとしても、貸金業者の業務の適切性等の確保の観点からは必ずしも十分とは言えない場合もあることに留意する必要がある。</p> <p>財務局は本監督指針に基づき管轄貸金業者の監督行政を実施するものとする。また、都道府県における監督行政に当たっても、本監督指針が参考とされることが期待される。<u>なお、監督指針の策定に伴い、事務ガイドライン(第三分冊：金融会社関係)のうち、「3 - 2 - 10 出資法第5条第7項について」、「3 - 2 - 11 日賦貸金業者の監督」を除いた「3 貸金業関係」は廃止することとする。</u></p> <p>- 2 - 1 法令等遵守(コンプライアンス)態勢等 貸金業者が貸金市場の担い手としての自らの役割を十分に認識して、法令及び社内規則等を厳格に遵守し、健全かつ適切な業務運営に努めることは、貸金業者に対する資金需要者等からの信頼を確立することとなり、ひいては貸金市場の健全性を確保する上で極めて重要である。</p> <p>また、貸金業者は、適正な業務運営を確保する観点から、業務に関して適切な社内規則等を定め、不断の見直しを行うとともに、役員及び貸金業の業務に従事する使用人その他の従業者(以下「役職員」という。)に対して社内教育を行うほか、その遵守状況を検証する必要がある。</p> <p>なお、社内規則等については、貸金業者のそれぞれの規模・特性に応じて、創意・工夫を生かし、法令及び法の趣旨を踏まえ自主的に策定する必要があるが、その内容については協会の策定する自主規制規則に則った内容が求められる。</p> <p>また、本監督指針の各着眼点に記述されている字義どおりの対応が貸金業</p>	<p>ずしも全ての項目において協会の自主規制規則と一致した内容とすることができない可能性もあることから、本監督指針では、監督当局が各分野について社内規則等や内部管理態勢の整備を求める場合の留意点を記載することとした。</p> <p>(略)</p> <p>財務局は本監督指針に基づき管轄貸金業者の監督行政を実施するものとする。また、都道府県における監督行政に当たっても、本監督指針が参考とされることが期待される。<u>なお、管轄貸金業者の監督行政においては本監督指針のほか、事務ガイドライン((第三分冊：金融会社関係)のうち、「3 - 2 - 10 出資法第5条第7項について」及び「3 - 2 - 11 日賦貸金業者の監督」)に留意するものとする。</u></p> <p>- 2 - 1 法令等遵守(コンプライアンス)態勢等 (略)</p>

貸金業者向けの総合的な監督指針(抄)

現 行	改 正 案
<p>者においてなされていない場合であっても、当該貸金業者の規模や特性などからみて、資金需要者等の利益の保護の観点から、特段の問題がないと認められれば、不適切とするものではない。</p> <p>貸金業者の監督に当たっては、例えば、以下の点に留意するものとする。</p> <p>(1) 主な着眼点</p> <p>コンプライアンスに係る基本的な方針、具体的な実践計画(コンプライアンス・プログラム)や行動規範(倫理規程、コンプライアンス・マニュアル)等が策定され、定期的又は必要に応じ、見直しが行われているか。特に、業績評価や人事考課等において収益目標(ノルマ)に偏重することなく、コンプライアンスを重視しているか。また、これらの方針等は役職員に対して周知徹底が図られ、十分に理解されるとともに、日常の業務運営において実践されているか。</p> <p>社内規則等は、協会の自主規制規則に則った内容となっているか。</p> <p>法令及び社内規則等に則った適切な業務運営が行われているか、不適切な取扱いについて速やかに改善しているか。</p> <p>主任者の機能や主任者の機能の発揮状況について、その評価及びフォローアップが行われているか( - 2 - <u>7</u> 貸金業務取扱主任者を参照)。</p> <p>(2) 監督手法・対応</p> <p>検査の指摘事項に対するフォローアップや、不祥事件届出等の日常の監督事務を通じて把握された貸金業者の法令等遵守態勢の課題等については、上記の着眼点に基づき、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて法第24条の6の10に基づき報告書を徴収することにより、貸金業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。</p> <p>更に、資金需要者等の利益の保護の観点から重大な問題があると認められるときには、貸金業者に対して、法第24条の6の3の規定に基づく業務改善命令を発出することとする。また、重大・悪質な法令違反行為が認められるときには、法24条の6の4に基づく業務停止命令等の発出を検討するものとする(行政処分を行う際に留意する事項は - 5 - 1による)。</p>	<p>(1) 主な着眼点</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>主任者の機能や主任者の機能の発揮状況について、その評価及びフォローアップが行われているか( - 2 - <u>8</u> 貸金業務取扱主任者を参照)。</p> <p>(2) 監督手法・対応</p> <p>(略)</p>

貸金業者向けの総合的な監督指針(抄)

現 行	改 正 案
<p>- 2 - 6 苦情対応態勢 貸金業者が資金需要者等からの苦情又は問い合わせ等（以下「苦情等」という。）に迅速かつ適切に対応し、資金需要者等の理解を得ようとする事は、資金需要者等に対する説明責任を事後的に補完する意味合いを持つ重要な活動の一つである。 貸金業者の監督に当たっては、例えば、以下の点に留意するものとする。</p> <p>（１）主な着眼点 経営陣は、資金需要者等からの苦情等が当該貸金業者の業務運営に係る問題提起であり、業務改善や顧客サービス向上のために有益な情報であることを認識するとともに、苦情等の取扱いに関する社内規則等を定め、役職員が社内規則等に基づき適切な対応を行うよう、社内研修等により周知徹底を図るなど、苦情対応について適切な措置を講じているか。 社内規則等において、苦情等申出に対し迅速かつ適切な処理・対応ができるよう、苦情等に係る担当部署や処理手続が定められているか。また、苦情等の内容が資金需要者等の利益の保護上、重大な影響を与え得る事案と認められた場合、速やかに内部監査部門や経営陣に報告し、その他の事案についても定期的に処理内容等を内部監査部門や経営陣に報告するなど、情報共有が図られる態勢となっているか。 <u>申出のあった苦情等に関し、資金需要者等に対して十分に説明が行われているか。また、苦情等の対応状況について、内部管理部門等が適切にフォローアップを行っているか。</u></p> <p>苦情等の内容について、適切かつ正確に記録や保存がなされるとともに、記録の蓄積と分析を行うことによって、顧客対応態勢や事務処理態勢の改善、再発防止策の策定等に十分活用されているか。 <u>（新設）</u> <u>（新設）</u></p>	<p>- 2 - 6 苦情対応態勢 （略）</p> <p>（１）主な着眼点 （略）</p> <p>（略）</p> <p><u>資金需要者等からの苦情等への対応は、単に処理の手続の問題と捉えるにとどまらず、苦情等の内容に応じ、紛争処理段階における説明態勢の問題として位置付け、可能な限り資金需要者等の理解と納得を得て解決することを目指したものとなっているか。また、苦情等の対応状況について、内部管理部門等が適切にフォローアップを行っているか。</u> （略）</p> <p><u>協会や消費生活センター等における解決に積極的に協力するなど迅速な紛争解決に努めることとしているか。</u> <u>利息制限法に定める制限利率を超える利息・賠償額の支払が約定さ</u></p>

貸金業者向けの総合的な監督指針(抄)

現 行	改 正 案
<p>(2) 監督手法・対応</p> <p>検査の指摘事項に対するフォローアップや、苦情等に係る報告徴収等の日常の監督事務を通じて把握された貸金業者の苦情対応態勢の課題等については、上記の着眼点に基づき、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて法第24条の6の10に基づき報告書を徴収することにより、貸金業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。</p> <p>更に、資金需要者等の利益の保護の観点から重大な問題があると認められるときには、貸金業者に対して、法第24条の6の3の規定に基づく業務改善命令を発出することとする。また、重大・悪質な法令違反行為が認められるときには、法第24条の6の4に基づく業務停止命令等の発出を検討するものとする(行政処分を行う際に留意する事項は - 5 - 1による)。</p> <p>- 2 - 7 不祥事件に対する監督上の対応</p> <p>施行規則第26条の25第4号に規定する「役員又は使用人に貸金業の業務に関し法令に違反する行為又は貸金業の業務の適正な運営に支障を来す行為」(以下「不祥事件」という。)が発生した場合の監督上の対応については、以下のとおり取扱うこととする。</p> <p>なお、不祥事件とは、貸金業の業務に関し法令に違反する行為の外、次に掲げる行為が該当する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・貸金業の業務に関し、資金需要者等の利益を損なうおそれのある詐欺、横領、背任等。</li> <li>・貸金業の業務に関し、資金需要者等から告訴、告発され又は検挙された行為。</li> <li>・その他貸金業の業務の適正な運営に支障を来す行為又はそのおそれのある行為であって、上記に掲げる行為に準ずるもの。</li> </ul>	<p><u>れた債権について、債務者等又は債務者等であった者から、当該制限利率に基づく引き直し計算による債権の減額又は制限利率を超える利息・賠償額の返還を求められた場合に、当該相手方の法的知識に十分配慮した上で、可能な限り誠実な対応に努める態勢が整備されているか。</u></p> <p>(2) 監督手法・対応 (略)</p> <p>- 2 - 7 不祥事件に対する監督上の対応</p> <p>施行規則第26条の25第6号に規定する「役員又は使用人に貸金業の業務に関し法令に違反する行為又は貸金業の業務の適正な運営に支障を来す行為」(以下「不祥事件」という。)が発生した場合の監督上の対応については、以下のとおり取扱うこととする。</p> <p>なお、不祥事件とは、貸金業の業務に関し法令に違反する行為の外、次に掲げる行為が該当する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(略)</li> <li>・(略)</li> <li>・(略)</li> </ul>

貸金業者向けの総合的な監督指針(抄)

現 行	改 正 案
<p>( 1 ) 主な着眼点 ( 略 )</p> <p>( 2 ) 監督手法・対応 不祥事件の届出があった場合には、<u>事実関係</u>、発生原因分析、改善・対応策等について深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて法第 24 条の 6 の 10 に基づき報告書を徴収することにより、貸金業者の自主的な業務改善状況を把握することとする。</p> <p>更に、資金需要者等の利益の保護の観点から重大な問題があると認められるときには、貸金業者に対して、法第 24 条の 6 の 3 の規定に基づく業務改善命令を発出することとする。また、重大・悪質な法令違反行為が認められるときには、法第 24 条の 6 の 4 に基づく業務停止命令等の発出を検討するものとする（行政処分を行う際に留意する事項は - 5 - 1 による）。</p> <p>- 2 - 8 貸金業務取扱主任者 主任者に関する貸金業者の監督に当たっては、例えば、以下の点に留意する必要がある。</p> <p>( 1 ) 主な着眼点 主任者に関し、果たすべき役割、その権限などを規定した社内規則等が整備されているか。例えば、資金需要者等から苦情の申出があった場合、申出内容を確認の上、当該苦情等に関係する使用人その他の従業者を指導するなど、主任者が適切に助言・指導を行うことができる態勢が整備されているか。 <u>( 新設 )</u></p>	<p>( 1 ) 主な着眼点 ( 略 )</p> <p>( 2 ) 監督手法・対応 不祥事件の届出があった場合には、<u>事実関係（当該行為が発生した営業所又は事務所、当該行為者の氏名・職名・職歴（貸金業務取扱主任者である場合にはその旨）当該行為の概要、発覚年月日、発生期間、発覚の端緒）</u>、発生原因分析、改善・対応策等について深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて法第 24 条の 6 の 10 に基づき報告書を徴収することにより、貸金業者の自主的な業務改善状況を把握することとする。 ( 略 )</p> <p>- 2 - 8 貸金業務取扱主任者 ( 略 )</p> <p>( 1 ) 主な着眼点 主任者に関し、果たすべき役割、その権限などを規定した社内規則等が整備されているか。例えば、資金需要者等から苦情の申出があった場合、申出内容を確認の上、当該苦情等に関係する使用人その他の従業者を指導するなど、主任者が適切に助言・指導を行うことができる態勢が整備されているか。 <u>完全施行時には、貸金業務取扱主任者資格試験に合格し登録を受けた主任者（以下「新主任者」という。）を必要な数だけ設置しなければならないことに留意し、完全施行を見据えた必要な態勢整備に努めているか。</u></p> <p><u>( 注 1 ) 現行制度の主任者資格は、完全施行日において失効する。</u> <u>( 注 2 ) 完全施行日までの間は現行の主任者制度が存続する。なお、法第 12 条の 3 第 11 項に基づく貸金業務取扱主任者の登録番号を届出た場</u></p>

貸金業者向けの総合的な監督指針(抄)

現 行	改 正 案
<p>( 2 ) 留意事項            法第12条の3第8項に規定する2週間以内の届出については、施行規則第10条の8第2項に規定する書面を貸金業者が受領した日を起算日とする。</p> <p>( 3 ) 監督手法・対応            検査の指摘事項に対するフォローアップや、苦情等に係る報告徴収等の日常の監督事務を通じて把握された主任者に関する課題等については、上記の着眼点に基づき、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて法第24条の6の10に基づき報告書を徴収することにより、貸金業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。</p> <p>更に、資金需要者等の利益の保護の観点から重大な問題があると認められるときには、貸金業者に対して、法第24条の6の3の規定に基づく業務改善命令を発出することとする。また、重大・悪質な法令違反行為が認められるときには、法第24条の6の4に基づく業務停止命令等の発出や法第12条の3第9項に基づく主任者の解任の勧告を検討するものとする（行政処分を行う際に留意する事項は - 5 - 1による）。</p> <p>- 2 - 1 0 <u>勧誘及び契約締結時の説明態勢</u></p> <p><u>勧誘及び契約締結時の説明態勢</u>に関する貸金業者の監督に当たっては、例えば、以下の点に留意するものとする。</p> <p>( 1 ) 主な着眼点  <u>貸付けの契約の締結の勧誘に係る内容・方法や貸付けの契約の締結に係る説明責任等</u>に関し、具体的かつ客観的な基準を定めた社内規則等を整備し、役職員が社内規則等に基づき適正な<u>勧誘及び契約の締結</u>を行うよう、社内研修等により周知徹底を図っているか。            また、<u>勧誘及び契約締結時の状況</u>に係る記録の方法を定めるなど、</p>	<p><u>合、同条第5項ないし第8項に基づく主任者研修の受講等は免除される。</u></p> <p>( 2 ) 留意事項            ( 略 )</p> <p>( 3 ) 監督手法・対応            ( 略 )</p> <p>- 2 - 1 0 <u>契約に係る説明態勢</u></p> <p><u>契約に係る説明態勢</u>に関する貸金業者の監督に当たっては、例えば、以下の点に留意するものとする。</p> <p>( 1 ) 主な着眼点  <u>資金需要者等の知識、経験及び財産の状況を踏まえた説明態勢</u>に関し、具体的かつ客観的な基準を定めた社内規則等を整備し、役職員が社内規則等に基づき適正な貸付けの契約（<u>貸付けに係る契約又は当該契約に係る保証契約をいう。以下同じ。</u>）に係る説明を行うよう、社内研修等により周知徹底を図っているか。</p>



貸金業者向けの総合的な監督指針(抄)

現 行	改 正 案
<p>事後検証が可能となる措置が講じられているか。  <u>(注)「勧誘」とは、電話や戸別訪問に限らず、電子メール、ダイレクトメールによるものを含む。</u></p> <p>内部管理部門においては、<u>勧誘又は契約締結時の状況に関する記録等の確認や担当者からのヒアリングの実施等に加え、必要に応じ、例えば、録音テープの確認や資金需要者等と直接面談等を行うことにより、資金需要者等の知識、経験及び財産の状況等に即した勧誘など、適正な勧誘が履行されるための態勢が整備されているか。</u></p> <p>なお、検証に当たっては、特に以下の点に留意することとする。</p> <p>イ．貸付けの契約を締結するに際して、<u>契約内容を口頭で十分に説明することになっているか。また、口頭で十分な説明ができない場合は、例えば、ホームページへの掲載や顧客等からの電話による問合せ窓口の設置など契約内容の説明について代替的な措置が講じられているか。</u></p> <p><u>(新設)</u>  <u>ロ．資金需要者等に対する勧誘状況及び過去の取引状況等について、例えば、顧客カード(勧誘者リスト等、勧誘を行う基となった資料を含む。)を整備し、特に、被勧誘者から貸付けの契約を締結しない旨の意思(当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含む。)の表示の有無について、明確に記録されているか。</u>  <u>(注) 勧誘者リストの整備においては、 - 2 - 2 ( 1 ) に記載した、個人情報情報の目的外利用に該当しないよう留意すること。</u>  <u>(新設)</u></p> <p>ハ．保証人となろうとする者に当該保証契約の内容を十分に理解しうるよう説明を尽くす(例えば、保証契約の形式的な内容にとど</p>	<p>また、<u>貸付けの契約に係る説明を行った際の状況に係る記録の方法を定めるなど、事後検証が可能となる措置が講じられているか。</u>  <u>(注)「貸付けの契約に係る説明」とは、貸付けの契約の締結の勧誘時、貸付けの契約締結時、取引関係の見直し時等における説明をいう。</u></p> <p>内部管理部門においては、<u>貸付けの契約に係る説明を行った際の状況に関する記録等の確認や担当者からのヒアリングの実施等に加え、必要に応じ、例えば、録音テープの確認や資金需要者等と直接面談等を行うことにより、資金需要者等の知識、経験及び財産の状況等に即した勧誘など、適正な貸付けの契約に係る説明が履行されるための態勢が整備されているか。</u></p> <p>なお、<u>説明態勢の検証に当たっては、特に以下の点に留意することとする。</u></p> <p><u>削除( - 2 - 1 0 ( 1 ) ロaへ移動)</u></p> <p><u>イ．貸付けの契約の締結の勧誘時</u>  <u>a．資金需要者等に対する勧誘状況及び過去の取引状況等について、例えば、顧客カード(勧誘者リスト等、勧誘を行う基となった資料を含む。)を整備し、特に、被勧誘者から貸付けの契約を締結しない旨の意思(当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含む。)の表示の有無について、明確に記録されているか。</u>  <u>(注1) 勧誘者リストの整備においては、 - 2 - 2 ( 1 ) に記載した、個人情報情報の目的外利用に該当しないよう留意すること。</u>  <u>(注2)「勧誘」とは、電話や戸別訪問に限らず、電子メール、ダイレクトメールによるものを含む。</u>  <u>削除( - 2 - 1 0 ( 1 ) ロbへ移動)</u></p>

貸金業者向けの総合的な監督指針(抄)

現 行	改 正 案
<p>まず、保証人の法的効果とリスクについて、最良のシナリオだけでなく、最悪のシナリオ即ち実際に保証債務を履行せざるを得ない事態を想定した説明(注)を行う)とともに、保証人となる者が、十分な時間的余裕を持ってあらかじめ保証契約の内容及びこれに伴う危険性について十分理解した上で契約を締結することが可能な態勢となっているか。</p> <p>(注) 個別の契約内容に即し、相手方の理解力に応じた説明を行う必要があるが、例えば、以下の点について十分な説明を行う必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保証人は、主たる債務者が債務を履行できない場合には、債務不履行額に遅延損害金を付した額(特約により主たる債務者が一部の債務不履行により残債務の一括返済を行わなければならない場合は当該金額)のうちその保証の範囲内の額を支払わなければならないおそれがあること。</li> <li>保証人は、保証債務を履行できない場合には、強制執行により、財産を差押えられるおそれがあること。</li> <li>連帯保証人は、民法第452条に規定する催告の抗弁及び同法453条に規定する検索の抗弁が主張できないこと。</li> </ul> <p>二. 物的担保を徵求する場合、物的担保を提供する者が当該担保契約の内容を十分に理解しうよう説明を尽くす(例えば、物的担保権が行使されうる場合等、物上保証の法的効果とリスクについて説明を行い、特に、物的担保契約の形式的な内容にとどまらず、最良のシナリオだけでなく、最悪のシナリオ即ち実際に物的担保権が行使されうる事態を想定した説明を行う)など、物的担保契約の内容を十分理解した上で契約を締結することとなっているか。</p> <p>ホ. いわゆる「おまとめローン」を目的とする契約を締結する場合は、資金需要者等に対し、法第43条第1項のみなし弁済の適用に関する説明を行うとともに、必要に応じ、消費生活センターなど適切な相談窓口を紹介しているか。</p> <p>__ 資金需要者等に勧誘を行った際、再勧誘を希望しない旨の意思表示</p>	<p style="text-align: center;">削除 ( <input type="checkbox"/> - 2 - 10 ( 1 ) <input type="checkbox"/> bへ移動 )</p> <p style="text-align: center;">削除 ( <input type="checkbox"/> - 2 - 10 ( 1 ) <input type="checkbox"/> bへ移動 )</p> <p style="text-align: center;">b . 資金需要者等に勧誘を行った際、再勧誘を希望しない旨の意思</p>

貸金業者向けの総合的な監督指針(抄)

現 行	改 正 案
<p>があった場合は、再勧誘を希望しない期間、商品の範囲について資金需要者等に確認し、適切に記録しているか。</p> <p>なお、資金需要者等から、再勧誘を希望しない期間、商品の範囲について確認ができない場合には、勧誘を行った資金需要者等の属性や貸付商品の特性等に応じて再勧誘を希望しない期間等を個別に判断する必要があるが、一般的には、当該貸金業者が行う一切の勧誘について、少なくとも概ね3ヶ月間、再勧誘を希望しないと推定されるものと考えられる。</p> <p>(新設)</p>	<p>表示があった場合は、再勧誘を希望しない期間、商品の範囲について資金需要者等に確認し、適切に記録しているか。</p> <p>なお、資金需要者等から、再勧誘を希望しない期間、商品の範囲について確認ができない場合には、勧誘を行った資金需要者等の属性や貸付商品の特性等に応じて再勧誘を希望しない期間等を個別に判断する必要があるが、一般的には、当該貸金業者が行う一切の勧誘について、少なくとも概ね3ヶ月間、再勧誘を希望しないと推定されるものと考えられる。</p> <p>□. 貸付けの契約の締結時</p> <p>a. <u>貸付けの契約を締結するに際して、契約内容を口頭で十分に説明することになっているか。口頭で十分な説明ができない場合は、例えば顧客等(資金需要者である顧客又は保証人となる者)をいう。以下同じ。)からの電話による問合せ窓口の設置や説明内容のホームページへの掲載等の補完的手段が講じられているか。</u></p> <p><u>貸金業者がインターネットを通じて貸付けの契約を締結する場合には、顧客等が貸金業者のホームページ上に表示される説明事項を読み、その内容を理解した上で画面上のボタンをクリックする等の方法で、顧客等が理解した旨を確認することにより、口頭による説明の代替措置が講じられているか。</u></p> <p>b. <u>契約の意思形成のために、資金需要者等の十分な理解を得ることを目的として必要な情報(商品又は取引の内容及びリスク等)を的確に提供することとし、特に以下の点に留意しているか。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保証人となる者に当該保証契約の内容を十分に理解しうるよう説明を尽くす(例えば、保証契約の形式的な内容にとどまらず、保証人の法的効果とリスクについて、最良のシナリオだけでなく、最悪のシナリオ即ち実際に保証債務を履行せざるを得ない事態を想定した説明(注)を行う)とともに、保証人となる者が、十分な時間的余裕を持ってあらかじめ保証契約の内容及びこれに伴う危険性について十分理解した上で契約を締結することが可能な態勢となっているか。</li> </ul> <p>(注) 個別の契約内容に即し、相手方の理解力に応じた説明を行う必要があるが、例えば、以下の点について十分な説明</p>

貸金業者向けの総合的な監督指針(抄)

現 行	改 正 案
	<p>を行う必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保証人は、主たる債務者が債務を履行できない場合には、債務不履行額に遅延損害金を付した額（特約により主たる債務者が一部の債務不履行により残債務の一括返済を行わなければならない場合は当該金額）のうちその保証の範囲内の額を支払わなければならないおそれがあること。</li> <li>また、<u>経営に実質的に関与していない第三者と保証契約を締結する場合には、契約締結後、法第19条の2の規定に基づき、主たる債務者の弁済状況について貸金業者が保存する帳簿により確認することができること。</u></li> <li>・ <u>経営に実質的に関与していない第三者と根保証契約を締結する場合には、契約締結後、保証人の要請があれば、定期的又は必要に応じて随時、被保証債務の残高・返済状況について情報を提供すること。</u></li> <li>・ 保証人は、保証債務を履行できない場合には、強制執行により、財産を差押えられるおそれがあること。</li> <li>・ 連帯保証人は、民法第452条に規定する催告の抗弁及び同法453条に規定する検索の抗弁が主張できないことや分別の利益がないことなど、<u>通常の保証人とは異なること。</u></li> <li>（注）「分別の利益」とは、<u>複数人の保証人が存在する場合、各保証人は債務額を全保証人に均分した部分（負担部分）についてのみ保証すれば足りるという性質をいう。</u></li> <li>・ 物的担保を徴求する場合、物的担保を提供する者が当該担保契約の内容を十分に理解しうよう説明を尽くす（例えば、物的担保権が行使されうる場合等、物上保証の法的効果とリスクについて説明を行い、特に、物的担保契約の形式的な内容にとどまらず、最良のシナリオだけでなく、最悪のシナリオ即ち実際に物的担保権が行使されうる事態を想定した説明を行う）など、物的担保契約の内容を十分理解した上で契約を締結するこ</li> </ul>

貸金業者向けの総合的な監督指針(抄)

現 行	改 正 案
<p>(新設)</p>	<p>ととなっているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ いわゆる「おまとめローン」を目的とする契約を締結する場合は、資金需要者等に対し、法第43条第1項のみなし弁済の適用に関する説明を行うとともに、必要に応じ、貸金業協会や消費生活センターなど適切な相談窓口を紹介しているか。</li> </ul> <p>八．取引関係の見直し時等</p> <p>a．債務者等にとって不利となる契約の見直し（担保追加設定等）を行う場合</p> <p>これまでの取引関係や、債務者等の知識、経験及び財産の状況を踏まえ、債務者等の理解と納得を得ることを目的とした説明態勢が整備されているか。</p> <p>b．顧客の要望を謝絶し貸付契約に至らない場合</p> <p>これまでの取引関係や、資金需要者等の知識、経験及び財産の状況に応じ可能な範囲で、謝絶の理由等についても説明する態勢が整備されているか。</p> <p>例えば、長期的な取引関係を継続してきた顧客に係る手形貸付について更なる更改を謝絶する場合、信義則の観点から顧客の理解と納得が得られるよう、原則として時間的余裕をもって説明することとしているか。</p> <p>c．延滞債権の回収（担保処分及び個人保証の履行請求によるものを含む。）、企業再生手続（法的整理・私的整理）及び債務者等の個人再生手続等の場合</p> <p>( ) これまでの取引関係や、債務者等の知識、経験及び財産の状況に応じ、かつ、法令に則り、一連の各種手続を段階的かつ適切に執行する態勢が整備されているか。</p> <p>例えば、主債務者の経営に実質的に関与していない第三者の保証人に保証債務の履行を求める場合は、保証人が主債務者の状況を当然には知り得る立場にないことに留意し、事後の紛争等を未然に防止するため、必要に応じ、一連の各種手続について通知を行う等適切な対応を行う態勢となっているか。</p> <p>( ) 手続の各段階で、債務者等から求められれば、その客観的合理的理由を説明することとしているか。</p>

貸金業者向けの総合的な監督指針(抄)

現 行	改 正 案
<p>(2) 監督手法・対応</p> <p>検査の指摘事項に対するフォローアップや、苦情等に係る報告徴収等の日常の監督事務を通じて把握された貸金業者の勧誘・説明態勢等の課題等については、上記の着眼点に基づき、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて法第24条の6の10に基づき報告書を徴収することにより、貸金業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。</p> <p>更に、資金需要者等の利益の保護の観点から重大な問題があると認められるときには、貸金業者に対して、法第24条の6の3の規定に基づく業務改善命令を発出することとする。また、重大・悪質な法令違反行為が認められるときには、法第24条の6の4に基づく業務停止命令等の発出を検討するものとする(行政処分を行う際に留意する事項は - 5 - 1による)。</p> <p>- 2 - 1 1 過剰貸付けの禁止</p> <p>貸金業者は、過剰貸付けを防止するため、貸付けの契約を締結するに当たっては、資金需要者等の収入、保有資産、家族構成、生活実態などの属性を十分に調査する義務があり、調査の結果、返済能力を超えると認められる貸付けの契約を締結してはならない。</p> <p>貸金業者においては、<u>4条改正の完全施行時に適用される総量規制が円滑に導入できるよう、現時点から総量規制の施行を見据えた適切な対応が求められる。</u></p> <p>貸金業者の監督に当たっては、以下の点に留意する必要がある。</p> <p>(1) 主な着眼点 (略)</p> <p>返済能力調査について、総量規制の円滑な導入を念頭に置きつつ、以下の措置が講じられているか。</p> <p>イ. 借入申込者の収入、保有資産、家族構成、生活実態などの属性を十分に調査・把握したうえで、調査結果を踏まえた適切な貸付審査が行われているか。また、返済能力の調査結果を記録することとしているか。</p>	<p>(2) 監督手法・対応 (略)</p> <p>- 2 - 1 1 過剰貸付けの禁止 (略)</p> <p>貸金業者においては、<u>完全施行日より導入される総量規制を見据えた適切な対応が求められる。</u></p> <p>貸金業者の監督に当たっては、以下の点に留意する必要がある。</p> <p>(1) 主な着眼点 (略)</p> <p>(略)</p> <p>イ.(略)</p>

貸金業者向けの総合的な監督指針(抄)

現 行	改 正 案
<p><u>(新設)</u></p> <p><u>ロ</u> . 借入申込書に借入希望額、既往借入額、年収額等の項目を借入申込者自身に記入させること等により、資金需要者等の借入の意思を確認しているか。</p> <p><u>ハ</u> . 自社借入が50万円を超える場合(50万円超を極度額とする極度方式基本契約を締結する場合を含む。)又は他社借入を合わせ残高が150万円を超えることを確認した場合には、年収額を証明する書類を徴求するなど資金需要者等の収入額を検証する態勢が整備されているか。</p> <p><u>ニ</u> . 極度方式基本契約により貸付けを行う貸金業者については、信用情報機関への照会等により資金需要者等の債務状況を把握できる態勢が整備されているか。</p> <p><u>ホ</u> . 物的担保を徴求する場合には、主債務者の属性、事業計画、当該貸付けの返済計画の条件等にかんがみて、当該担保物件を換価しなくても返済しうるか否かを調査し、その結果を記録することとしているか。</p> <p>また、担保権が実行され、当該担保物件を失うこととなった場合の物的担保提供者の具体的な認識を確認し、その内容も合わせて記録することとしているか。</p> <p><u>ヘ</u> . 保証付の貸付けの契約を締結する場合には、主債務者の属性、事業計画、当該貸付けの返済計画の条件等にかんがみて、保証人からの代位弁済がなくとも返済しうるか否かを調査し、その結果を記録しているか。</p> <p>また、保証人になろうとする者について、収入、保有資産、家族構成、生活実態、他からの借入状況及び既往借入額の返済状況等の調査を行い、実際に保証債務を履行せざるを得なくなった場合の履行能力及び保証人の具体的な認識を確認し、その内容も合</p>	<p><u>ロ</u> . 指定信用情報機関が保有する信用情報を使用することが可能な場合において、顧客と貸付けに係る契約を締結しようとするときは、当該信用情報を使用して、返済能力調査をするよう努めているか。</p> <p>また、指定信用情報機関から提供される顧客の貸付残高にかかる情報を補完する観点から、顧客に係る信用情報の照会が同機関に対して同日中に繰り返し行われているなど借回りが推察される場合には、より慎重な貸付審査を行うなど、過剰貸付けの防止に努めているか。</p> <p><u>ハ</u> . (条ズレ)</p> <p><u>ニ</u> . (条ズレ)</p> <p><u>ホ</u> . (条ズレ)</p> <p><u>ヘ</u> . (条ズレ)</p> <p><u>ト</u> . (条ズレ)</p>

貸金業者向けの総合的な監督指針(抄)

現 行	改 正 案
<p>わせて記録することとしているか。 <u>(新設)</u></p> <p><u>ト.</u> 内部管理部門において、返済能力調査等が適正に行われたこと、返済能力調査の結果について改ざん等が行われていないこと、借入申込者に対し返済能力の虚偽申告の示唆が行われていないことについて事後検証を行うなど、返済能力調査の実効性が担保されているか。 <u>(新設)</u></p> <p>(2) 監督手法 検査の指摘事項に対するフォローアップや、苦情等に係る報告徴収等の日常の監督事務を通じて把握された過剰貸付けに関する課題等については、上記の着眼点に基づき、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて法第24条の6の10に基づき報告書を徴収することにより、貸金業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。 更に、資金需要者等の利益の保護の観点から重大な問題があると認められるときには、貸金業者に対して、法第24条の6の3の規定に基づく業務改善命令を発出することとする。また、重大・悪質な法令違反行為が認められるときには、法第24条の6の4に基づく業務停止命令等の発出を検討するものとする(行政処分を行う際に留意する事項は - 5 - 1による)。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p><u>チ.</u> 指定信用情報機関が保有する信用情報を使用することが可能な場合において、保証人になるようとする者と保証契約を締結しようとするときは、当該信用情報を使用して、返済能力調査をするよう努めているか。</p> <p><u>リ.</u> (条ズレ)</p> <p><u>又.</u> 総量規制の導入に対応した事務フローを整理した上で、社内規則の整備・周知やシステム対応等の準備を行っているか。</p> <p>(2) 監督手法 (略)</p> <p>- 2 - 1 2 個人信用情報の提供 <u>第3段階施行以降、指定信用情報機関と信用情報提供等契約を締結した貸金業者については、個人信用情報の遅滞ない提供が義務づけられている。貸金業者の監督に当たっては、以下の点に留意するものとする。</u></p> <p>(1) 主な着眼点</p>



貸金業者向けの総合的な監督指針(抄)

現 行	改 正 案
	<p><u>指定信用情報機関に加入した際は、加入日前までの貸付けに係る契約(極度方式基本契約及び施行規則第30条の12で定めるものを除く。)</u>に係る以下の個人情報(貸付けの残高があるものに限る。)を、<u>確実に同機関に提供する態勢が整備されているか。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. <u>氏名(ふりがなを付す。)</u></li> <li>b. <u>住所</u></li> <li>c. <u>生年月日</u></li> <li>d. <u>電話番号</u></li> <li>e. <u>勤務先の商号又は名称</u></li> <li>f. <u>運転免許証の番号 (当該個人顧客が運転免許証の交付を受けている場合に限る。)</u></li> <li>g. <u>本人確認書類(施行規則第30条の13第1項第7号に規定する本人確認書類をいう。)に記載されている本人を特定するに足りる記号番号 (当該本人確認書類の提示を受ける方法により本人確認を行った場合に限る。)</u></li> <li>h. <u>契約年月日</u></li> <li>i. <u>貸付けの金額</u></li> <li>j. <u>貸付けの残高</u></li> <li>k. <u>元本又は利息の支払の遅延の有無</u></li> </ul> <p><u>第3段階施行日前の貸付け及び第3段階施行日前に締結した極度方式基本契約に基づく極度方式貸付に係るf.g.の情報の提供については努力義務とされている(施行規則附則第6条第1項、第2項)。一方、第3段階施行日以降に締結した契約(第3段階施行日前に締結した極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けに係る契約を除く。)に係るf.g.の情報については提供義務が生じる。したがって、指定信用情報機関加入前であっても、第3段階施行日以降、当該情報を取得できる態勢を整備しておく必要がある。</u></p> <p><u>指定信用情報機関加入日以降、貸付けに係る契約(極度方式基本契約及び施行規則第30条の12で定めるものを除く。)を締結したときは、上記の個人信用情報を遅滞なく同機関に提供し、また、当該情報に変更があったときも、遅滞なく変更内容を同機関に提供できる態勢が整備されているか。</u></p>

貸金業者向けの総合的な監督指針(抄)

現 行	改 正 案
	<p><u>指定信用情報機関加入後に新たに貸付けに係る契約を締結するにあたって、資金需要者等から法第 41 条の 36 第 1 項、第 2 項に定める同意を確実に取得し、当該同意に関する記録を作成・保存する態勢が整備されているか。</u></p> <p><u>加入した指定信用情報機関の商号又は名称を、例えば、自社の店頭でのポスター掲示や自社のホームページへの掲載など常時閲覧可能な状態で公表しているか(法第 41 条の 37)。</u></p> <p><u>除外貸付及び例外貸付に係る情報(配偶者貸付契約を締結している場合には、完全施行時の施行規則第 30 条の 13 第 1 項第 8 号に定めるものを含む。)については、完全施行日においては全て提供されていないことを踏まえ、所要の態勢整備を進めているか。</u></p> <p><u>(注 1)「除外貸付」とは、完全施行時の施行規則第 10 条の 21 第 1 項各号で定める個人過剰貸付から除かれる契約をいう。</u></p> <p><u>(注 2)「例外貸付」とは、完全施行時の施行規則第 10 条の 23 第 1 項各号に定める個人顧客の利益の保護に支障を生ずることがない契約をいう。</u></p> <p><u>(注 3)「配偶者貸付契約」とは、完全施行時の施行規則第 10 条の 23 第 1 項第 6 号に掲げる契約をいう。</u></p> <p><u>(注 4)所要の態勢整備の内容として、例えば以下が考えられる。</u></p> <p><u>イ. 既往の貸付契約について、一般貸付・除外貸付・例外貸付を区別し、完全施行日において除外・例外貸付に係る情報を指定信用情報機関に提供するための態勢整備。</u></p> <p><u>ロ. 除外・例外貸付の要件を満たすことを明らかにする書面(完全施行時の施行規則第 10 条の 21 第 2 項、第 10 条の 23 第 2 項に規定する書面)を入手・保存するための態勢整備。</u></p> <p><u>指定信用情報機関から提供を受けた信用情報を返済能力等調査以外の目的に使用し、若しくは第三者に提供をした場合には、法第 41 条の 38 の規定に抵触することに留意し、役職員に対し、適切かつ十分な監督を行うための態勢が整備されているか。</u></p> <p><u>( 2 ) 留意事項</u></p> <p><u>貸付けに係る契約を締結した際に取得した個人信用情報の指定信用情報機関への提供(法第 41 条の 35 第 2 項)については、以下の点に留意することとする。</u></p>

貸金業者向けの総合的な監督指針(抄)

現 行	改 正 案
	<p><u>イ.取得した個人情報については、取得当日中に指定信用情報機関に提供することを原則とする。</u></p> <p><u>ロ.上記イ.の対応が困難な場合(貸付け業務を深夜まで行っている場合等)には、翌日の指定信用情報機関の情報提供開始時刻までに情報登録が行われるよう、各機関が信用情報提供契約等で定める締切り時刻までに当日取得した情報を提供することとする。</u></p> <p><u>ハ. 所要のシステム対応に過大な負担が見込まれる等の理由により締切り時刻までの提供が困難である場合には、完全施行日前までの間、前日の特定時刻(21時以降24時前で当該貸金業者の定める一定の時刻。以下同じ。)から当日の特定時刻までに取得した個人信用情報を翌日の締切り時刻までに提供することも認められることとする。なお、当該特定時刻を定めるにあたっては、可能な限り24時に近づけるものとする。</u></p> <p><u>指定信用情報機関に提供している個人情報に変更があった場合(法第41条の35第3項)についても、上記と同様の態勢で情報提供を行うこととする。</u></p> <p><u>(3) 監督手法</u></p> <p><u>検査の指摘事項に対するフォローアップや、苦情等に係る報告徴収等の日常の監督事務を通じて把握された個人情報の提供に関する課題等については、上記の着眼点に基づき、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて法第24条の6の10に基づき報告書を徴収することにより、貸金業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。</u></p> <p><u>更に、資金需要者等の利益の保護の観点から重大な問題があると認められるときには、貸金業者に対して、法第24条の6の3の規定に基づく業務改善命令を発出することとする。また、重大・悪質な法令違反行為が認められるときには、法第24条の6の4に基づく業務停止命令等の発出を検討するものとする(行政処分を行う際に留意する事項は - 5 - 1による)。</u></p>
<p>- 2 - <u>12</u> 広告規制 (略)</p>	<p>- 2 - <u>13</u> 広告規制 (条ズレ)</p>

貸金業者向けの総合的な監督指針(抄)

現 行	改 正 案
<p>- 2 - <u>1 3</u> 書面の交付義務 (略)</p> <p>- 2 - <u>1 4</u> 帳簿の備付け等 (略)</p> <p>- 2 - <u>1 5</u> 帳簿の閲覧、謄写 (略)</p> <p>- 2 - <u>1 6</u> 取立行為規制 (略)</p> <p>- 2 - <u>1 7</u> 債権譲渡 貸金業者の貸付債権の譲渡については、法令を遵守するほか、民法や債権管理回収業に関する特別措置法(平成10年法律第126号)等の規定に留意し、適切に対応する必要があり、債権譲渡先の選定に当たっては、資金需要者等の利益の保護に関して、特段の注意を払う必要がある。 貸金業者の監督に当たっては、例えば、以下の点に留意するものとする。</p> <p>(1)主な着眼点 債権譲渡を行うに当たって、債権譲渡先の選定基準及び選定方法、譲渡対象債権の選定基準、債権譲渡に関する手続きや債権譲渡の際の顧客情報の取扱いについて規定した社内規則等を定め、担当する役職員が社内規則等に基づき適切な取扱いを行うよう、社内研修等により周知徹底を図っているか。</p> <p>債権譲渡先及び譲渡対象債権の選定に当たって、弁護士法(昭和24年法律第205号)や法第24条第3項(暴力団員等への譲渡の禁止)等の規定に抵触しないか確認を行っているか。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>- 2 - <u>1 4</u> 書面の交付義務 (条ズレ)</p> <p>- 2 - <u>1 5</u> 帳簿の備付け等 (条ズレ)</p> <p>- 2 - <u>1 6</u> 帳簿の閲覧、謄写 (条ズレ)</p> <p>- 2 - <u>1 7</u> 取立行為規制 (条ズレ)</p> <p>- 2 - <u>1 8</u> 債権譲渡等 (略)</p> <p>(1)主な着眼点 (略)</p> <p>(略)</p> <p><u>貸金業者が、貸付債権について委託又は譲渡を受けて、管理又は回収を業として行う場合には、弁護士法等の規定に抵触しないか確認を行っ</u></p>

貸金業者向けの総合的な監督指針(抄)

現 行	改 正 案
<p>― 債権譲受人との債権譲渡契約において、債務者等からの問い合わせや取引履歴の開示請求など、<u>債権譲渡に係る債務者等への対応について債権譲受人との責任分担が明確となっているか。</u>また、債権譲受人が債務者等に対し法第24条第2項に基づく債権譲渡通知を遅滞なく送付することや法令を遵守した債権管理及び回収を行うこと等、債務者等の保護の確保に努めるための規定が置かれているか。</p> <p>(2) 監督手法・対応            検査の指摘事項に対するフォローアップや、苦情等に係る報告徴収等の日常の監督事務を通じて把握された債権譲渡に係る課題等については、上記の着眼点に基づき、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて法第24条の6の10に基づき報告書を徴収することにより、貸金業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。</p> <p>更に、資金需要者等の利益の保護の観点から重大な問題があると認められるときには、貸金業者に対して、法第24条の6の3の規定に基づく業務改善命令を発出することとする。また、重大・悪質な法令違反行為が認められるときには、法第24条の6の4に基づく業務停止命令等の発出を検討するものとする（行政処分を行う際に留意する事項は - 5 - 1による）。</p> <p>- 1 - 1 一般的な監督事務</p> <p>(1) 貸金業者に対するヒアリング (略)</p> <p>(2) オフサイト・モニタリング (略)</p> <p>(3) 苦情対応等            貸金業者に関する苦情等（違法又は不適切な行為に係る「苦情」、債務整理等に係る「相談」、登録の有無に係る「照会」、制度改正意見などの「要望」を含む。以下において同じ。）の対応については、資金需要者等の利益の保護の観点に立って対応するとともに、監督当局として、苦情等が貸金業者の法令等遵守状況、業務運営の適切性、内部管理態勢の有効性等を</p>	<p>ているか。</p> <p>― 債権譲受人との債権譲渡契約において、債務者等からの問い合わせや取引履歴の開示請求などがある場合を想定し、<u>債権譲受人との明確な責任分担のもとに債務者等に適切に対応するための規定が置かれているか。</u>また、債権譲受人が債務者等に対し法第24条第2項に基づく債権譲渡通知を遅滞なく送付することや法令を遵守した債権管理及び回収を行うこと等、債務者等の保護の確保に努めるための規定が置かれているか。</p> <p>(2) 監督手法・対応            (略)</p> <p>- 1 - 1 一般的な監督事務</p> <p>(1) 貸金業者に対するヒアリング (略)</p> <p>(2) オフサイト・モニタリング (略)</p> <p>(3) 苦情対応等            (略)</p>

貸金業者向けの総合的な監督指針(抄)

現 行	改 正 案
<p>判断する重要な情報であるとの視点をもって対応する必要がある。</p> <p>なお、苦情等の申出人への対応においては、当局は個別取引に関して仲裁等を行う立場にないことを明確に説明するとともに、必要に応じ、協会、弁護士会又は警察等当該苦情等の内容から判断して適切と思われる機関を紹介するものとする。</p> <p>金融庁から回付される苦情等への対応 金融庁金融サービス利用者相談室に寄せられた苦情等など、監督局金融会社室から回付された苦情等については、財務局が直接受理した苦情等と同様に扱うものとし、内容を分析したうえで情報として集約するとともに、必要に応じて、以下に定める規定に従って必要な措置を取るものとする。</p> <p>苦情対応等 イ．苦情等の申出があったときは、苦情等の申出人から事情を聴取し、貸金業者（無登録業者を含む。）の違法又は不適切な行為に係る苦情等と認められた場合は、別紙様式1による「貸金業関係苦情受付対応状況票」に所要の事項を記録するものとする。 ロ．苦情等の対応に当たっては、法に基づく権限の範囲内において申出人に必要な助言を行うとともに、<u>必要があると認めるときは、申出人の了解を得たうえで、当該貸金業者に対し、その内容を連絡するものとする。</u></p> <p>八．他の財務局の登録業者に関する苦情等の申出を受けた財務局は、申出人名や具体的な申出内容の聴取に努めるとともに、申出内容に応じ、当該貸金業者の登録をした財務局に対し、把握した苦情内容等必要事項を連絡するなど、相互に連携を図るものとする。</p> <p>ただし、貸金業者から譲り受けた債権の取立てに係る苦情等の申出を受けた場合の連絡先は、以下のとおりとする。</p> <p>a．当該譲受人が貸金業者の場合                      当該貸金業者の登録をした財務局又は都道府県。 b．当該譲受人が上記 a．以外の場合                  当該譲受人に対する監督権限を有する都道府県。</p> <p>なお、当該申出に係る債権の譲受人が債権管理回収業に関する</p>	<p>金融庁から回付される苦情等への対応 (略)</p> <p>苦情対応等 イ． (略)</p> <p>ロ．苦情等の対応に当たっては、法に基づく権限の範囲内において申出人に必要な助言を行うとともに、<u>申出人が貸金業者への申出内容の提供を承諾している場合には、原則として、当該貸金業者に対し、その内容を連絡するものとする。</u></p> <p>八． (略)</p>

貸金業者向けの総合的な監督指針(抄)

現 行	改 正 案
<p>特別措置法に基づき法務大臣の許可を受けた債権回収会社であるときは、別途、監督局金融会社室を経由して、法務省に情報提供するものとする。</p> <p>ニ．無登録営業に係る苦情等を含め、犯罪の疑いのある旨の情報を入手した際は、明らかに信憑性を欠くと認められる場合を除き、原則として情報入手先の同意を得た上で、当該情報を捜査当局に提供するなど、捜査当局との連携に努めるものとする。</p> <p>ホ．協会から提供された無登録営業等に係る情報については、情報の内容に応じ、協会と密接な連携の下、適切な対応を行うものとする。</p> <p>ヘ．苦情等の対応結果については、別紙様式2により、「貸金業関係苦情等対応総括表」を毎月作成するとともに、当該総括表を財務局分及び都道府県分に取りまとめのうえ、毎四半期の翌月末日までに、監督局金融会社室あて報告するものとする。</p> <p>無登録業者への対応 (略)</p> <p>- 1 - 2 貸金業協会の協会員でない貸金業者に対する監督 非協会員に対する監督に当たっては、以下の点に留意する必要がある。</p> <p>( 1 ) ~ ( 3 ) (略)</p> <p>( 4 ) 非協会員の広告については、 - 2 - <u>1 1</u> ( 2 ) により取扱うものとする。</p> <p>- 1 - 4 監督部局間の連携</p> <p>( 1 ) 金融庁と財務局における連携 (略)</p> <p>( 2 ) 管轄財務局長との連絡調整</p>	<p>ニ． (略)</p> <p>ホ． (略)</p> <p>ヘ． (略)</p> <p>無登録業者への対応 (略)</p> <p>- 1 - 2 貸金業協会の協会員でない貸金業者に対する監督 非協会員に対する監督に当たっては、以下の点に留意する必要がある。</p> <p>( 1 ) ~ ( 3 ) (略)</p> <p>( 4 ) 非協会員の広告については、 - 2 - <u>1 3</u> ( 2 ) により取扱うものとする。</p> <p>- 1 - 4 監督部局間の連携</p> <p>( 1 ) 金融庁と財務局における連携 (略)</p> <p>( 2 ) 管轄財務局長との連絡調整</p>

貸金業者向けの総合的な監督指針(抄)

現 行	改 正 案
<p>財務局長（福岡財務支局長及び沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）は、他の財務局長が管轄する区域に貸金業者の営業所又は事務所が所在する場合、法第24条の6の2に規定する届出書（施行規則第26条の25第1項第3号及び4号を除く。）の写しを当該営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局長に送付するものとする。</p> <p>（略）</p> <p>- 1 - 7 内部委任            (1) 金融庁長官との調整            （略）</p> <p>(2) 財務事務所長等への再委任  <u>財務局長は、貸金業法施行令（昭和58年政令第181号）第6条の規定により財務局長に委任された事務のうち、次に掲げるものについては、申請者及び貸金業者の本店の所在地を管轄する財務事務所長（小樽出張所長及び北見出張所長を含む。以下同じ。）に再委任することができる。</u>  <u>法第4条第1項に規定する登録申請書の受理に関する事務。</u>  <u>法第24条の6の11第3項及び法第24条の6の11第4項の規定による承認申請書の受理に関する事務。</u>  <u>法第8条第1項、法第10条第1項、法第24条の6の2による届出の受理に関する事務。</u>  <u>法第24条の6の9及び法第24条の6の10の規定により提出される書類の受理に関する事務。</u></p> <p>- 3 - 1 登録の申請、届出書等の受理            (1) 登録申請書、届出書の受理            登録申請書並びに変更の届出書及び廃業等の届出書等の提出は、原則として、財務局に対して直接提出する。ただし、法第41条の8の規定に基づき、協会員について、協会が当該申請書、届出書等の受理につき財務局に協力することとされている場合には、協会員においては、主たる営業所又は事務所（以下「営業所等」という。）の所在地をその区域に含む協会支部（以下「協会支部」という。）を通</p>	<p>財務局長（福岡財務支局長及び沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）は、他の財務局長が管轄する区域に貸金業者の営業所又は事務所が所在する場合、法第24条の6の2に規定する届出書（施行規則第26条の25第1項第5号及び6号を除く。）の写しを当該営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局長に送付するものとする。</p> <p>（略）</p> <p>- 1 - 7 内部委任            (1) 金融庁長官との調整            （略）</p> <p>(2) 財務事務所長等への再委任  <u>登録申請者及び貸金業者の主たる営業所等の所在地が財務事務所又は小樽出張所若しくは北見出張所の管轄区域内にある場合においては、財務局長に委任した権限のうち、登録申請者又は貸金業者が提出する申請書、届出書及び報告書の受理に関する権限は、当該財務事務所長又は出張所長に行わせることができるものとする。</u>  <u>なお、これらの事項に関する申請書等は、登録申請者又は貸金業者の主たる営業所等の所在地を管轄する財務局長宛提出させるものとする。</u></p> <p>- 3 - 1 登録の申請、届出書等の受理            (1) 登録申請書、届出書の受理            登録申請書並びに変更の届出書及び廃業等の届出書等の提出は、原則として、財務局に対して直接提出する。ただし、法第41条の8の規定に基づき、協会員について、協会が当該申請書、届出書等の受理につき財務局に協力することとされている場合には、協会員においては、主たる営業所又は事務所（以下「営業所等」という。）の所在地をその区域に含む協会支部（以下「協会支部」という。）を通</p>



貸金業者向けの総合的な監督指針(抄)

現 行	改 正 案
<p>じて提出する。            また、施行規則第32条第1項に規定する「登録に関する申請がその事務所に到達」した日とは、財務局長が当該申請書を受理した日とする。なお、協会を経由せずに、直接、財務局に登録申請書等の提出があった場合は、正式に受理をする前に書式、記載事項及び添付書類等を慎重に点検し、明らかに不備がある場合は補正を求めるものとする。            (略)            (略)            (略)            (略)</p> <p>(2) 登録の申請の審査            (略)            (略)            (略)  <u>(新設)</u></p> <p>— 法第6条第1項第15号に規定する「貸金業を的確に遂行するための必要な体制が整備されていると認められない者」であるかどうかの審査に当たっては、登録申請書及び同添付書類をもとに、ヒアリング及び実地調査等により検証し、特に以下の点に留意するものとする。            イ．申請者の社内規則等は協会の自主規制規則と同等の社内規則等となっているか。            ロ．社内規則等及び監督指針 - 1 (経営管理等) 並びに - 2 (業務の適切性) に掲げた主な着眼事項について、当該貸金業者の規模・特性等からみて、適切に対応するための態勢が整備されているか。特に、組織態勢の確認に当たっては、法令等遵守のための態勢を含め、相互牽制機能が有効に機能する内部管理部門の態勢(業容に応じて、内部監査態勢)が整備されているか。            ハ．営業所等に個人情報の保管のための適切な設備、資金需要者等か</p>	<p>じて提出する。            また、施行規則第32条第1項に規定する「登録、指定、認可又は承認に関する申請がその事務所に到達」した日とは、財務局長が当該申請書を受理した日とする。なお、協会を経由せずに、直接、財務局に登録申請書等の提出があった場合は、正式に受理をする前に書式、記載事項及び添付書類等を慎重に点検し、明らかに不備がある場合は補正を求めるものとする。            (略)            (略)            (略)            (略)</p> <p>(2) 登録の申請の審査            (略)            (略)            (略)</p> <p><u>法第6条第1項第14号に規定する「資金需要者等の利益を損なうおそれがないものとして内閣府令で定める事由がある者」のうち施行規則第5条の3第2号に規定する者であるかどうかの審査に当たっては、登録申請書及び同添付書類をもとに、ヒアリング及び実地調査等により検証するものとする。</u>            — (条ズレ)</p> <p>イ． (略)            ロ． (略)</p> <p>ハ． (略)</p>

貸金業者向けの総合的な監督指針(抄)

現 行	改 正 案
<p>らの苦情対応及び帳簿の閲覧のための場所等が確保されるなど、当該貸金業者の規模・特性等に応じて、貸金業の適正な業務運営を行うための必要かつ十分な設備が整っているか。</p> <p>二．申請者が法人（人格のない社団又は財団を含む。）の場合、法人の定款又は寄付行為等に法人の目的として貸金業を営むことが含まれているか。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>— （略）</p> <p>— （略）</p> <p>（３）登録の申請の処理</p> <p>施行規則第４条の２第２項の規定による登録済通知書については、次により取扱うものとする。</p> <p>イ．登録済通知書の交付は、原則として、財務局から直接行う。ただし、法第４１条の８の規定に基づき、協会員について、協会が当該通知書の交付につき財務局に協力することとされている場合には、協会員においては、協会支部を通じて行う。</p> <p>ロ．登録番号は、財務局長ごとに決裁を終了した順で 00001 号から一連番号とすること。</p> <p>ハ．登録番号の（ ）書きには、登録の回数を記入すること。ただし、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律（昭和 58 年法律第 33 号、以下「出資法」という。）附則第 9 項に規定する日賦貸金業者における登録番号については、（ ）内に「N」の文字及びその次に登録回数を記入すること。</p>	<p>二．（略）</p> <p>（注 1）<u>施行規則第 5 条の 4 第 1 項第 2 号の「常務に従事」しているかどうかは、貸金業者の通常の業務執行の内容及び態様を基的に把握できるだけの実態が認められるか否かで判断される。必ずしも「常勤」までは求められないが、例えば取締役会の開催日だけ出勤している程度では常務に従事しているということではない。</u></p> <p>（注 2）<u>施行規則第 5 条の 4 第 1 項第 3 号の「常勤」については、貸金業者の営業時間内にその営業所または事務所に常時駐在することまでは求められないものの、当該貸金業者の営業の実態及び社会通念に照らし、相応の勤務実態が必要である。</u></p> <p>— （条ズレ）</p> <p>— （条ズレ）</p> <p>（３）登録の申請の処理</p> <p>（略）</p> <p>イ．（略）</p> <p>ロ．（略）</p> <p>ハ．登録番号の（ ）書きには、登録の回数を記入すること。ただし、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律（昭和 58 年法律第 33 号、以下「出資法」という。）附則第 9 項に規定する日賦貸金業者における登録番号については、（ ）内に「N」の文字及びその次に登録回数を記入すること。<u>また、法第 6 条第 1 項第 14 号に規定する「資金需要者等の利</u></p>

貸金業者向けの総合的な監督指針(抄)

現 行	改 正 案
<p>二．登録がその効力を失った場合の登録番号は欠番とし、補充は行わないこと。 <u>(新設)</u></p> <p>(4) 変更届出の処理等 (略)</p> <p>(5) 相続人による登録申請の処理 (略)</p> <p>(6) 登録証明書の発行 (略)</p> <p>(7) 貸金業者登録簿の閲覧 (略)</p> <p>(8) 登録等実績報告 <u>登録等の実績について、次により報告するものとする。</u> — 毎月末の登録等の状況について別紙様式11-1により作成し、毎月末の翌月15日までに監督局金融会社室あて報告するものとする。 また、管内都道府県から毎月末の登録状況表の送付を受けたときは、速やかに監督局金融会社室あて送付するものとする。 — <u>毎半期末の登録等の実績について別紙様式11-2により財務局及び管内都道府県分を作成し、毎半期末の翌月末日までに監督局金融会社室あて報告するものとする。</u></p>	<p><u>益を損なうおそれがないものとして内閣府令で定める事由がある者」のうち施行規則第5条の3第2号に規定する者における登録番号については、( )内に「T」の文字及びその次に登録回数を記入すること。</u></p> <p>二． (略)</p> <p><u>ホ．財務局の管轄区域を越える主たる営業所等の位置の変更の届出を受理した場合の登録番号は、新たな登録をした財務局長におい上記口．に従い一連番号とするが、( )書きは、従前の登録番号の登録回数を引き続き使用する。</u></p> <p>(4) 変更届出の処理等 (略)</p> <p>(5) 相続人による登録申請の処理 (略)</p> <p>(6) 登録証明書の発行 (略)</p> <p>(7) 貸金業者登録簿の閲覧 (略)</p> <p>(8) 登録等実績報告 <u>(削除)</u> 毎月末の登録等の状況について別紙様式11により作成し、毎月末の翌月15日までに監督局金融会社室あて報告するものとする。  また、管内都道府県から毎月末の登録状況表の送付を受けたときは、速やかに監督局金融会社室あて送付するものとする。 <u>(削除)</u></p>

貸金業者向けの総合的な監督指針(抄)

現 行	改 正 案
<p>- 3 - 4 事業報告書に係る留意点                      (1) (略)                      (2) 金融庁への送付                      貸金業者から法第24条の6の9の規定に基づき事業報告書及び参考書類を提出させる場合、原則として、財務局に直接提出させる。ただし、法第41条の8の規定に基づき、協会員について、協会が当該報告書及び参考書類の受理につき財務局に協力することとされている場合には、協会員においては営業所等の所在地をその区域に含む協会支部を通じて提出させる。</p> <p>また、事業報告書の副本及び参考書類各1部並びに上記(1)から に関し、意見を付す貸金業者があれば意見書を、提出期限後1ヶ月以内に監督局金融会社室あて送付するものとする。また、管内都道府県知事から事業報告書の副本及び参考書類の送付を受けたときは、速やかに監督局金融会社室あて送付するものとする。</p> <p>- 3 - 6 非協会員に対する広告の写し等の徴収                      非協会員に対しては、法第24条の6の10の規定に基づき、各年の四半期毎に、前四半期に出稿した広告等( - 2 - 11(2) の「広告」及びの「勧誘」をいう。)の写し又はその内容がわかるものを遅滞なく徴収するものとする。</p> <p>- 3 - 7 廃業等の取扱い                      (1) (略)</p>	<p>- 3 - 4 事業報告書に係る留意点                      (1) (略)                      (2) 金融庁への送付                      貸金業者から法第24条の6の9の規定に基づき事業報告書及び参考書類を提出させる場合、原則として、財務局に直接提出させる。ただし、法第41条の8の規定に基づき、協会員について、協会が当該報告書及び参考書類の受理につき財務局に協力することとされている場合には、協会員においては営業所等の所在地をその区域に含む協会支部を通じて提出させる。</p> <p>また、事業報告書の副本及び参考書類各1部並びに上記(1)から に関し、意見を付す貸金業者があれば意見書を、提出期限後1ヶ月以内に監督局金融会社室あて送付するものとする。また、管内都道府県知事から事業報告書の副本及び参考書類の送付を受けたときは、速やかに監督局金融会社室あて送付するものとする。</p> <p><u>なお、法第44条に規定するみなし貸金業者については、事業報告書の提出に代えて、法第24条の6の10の規定に基づき、当該貸金業者が締結した貸付けの契約に基づく取引の全てが終了するまで、毎事業年度末における残貸付債権の状況(別紙様式23-2)の提出(事業年度経過後3月以内に徴収するものとする)を命ずるものとする。また、当該報告書により債権譲渡等に係る情報を確認した場合は、当該情報を譲受人に対して監督権限を有する財務局又は都道府県に提供するものとする。</u></p> <p>- 3 - 6 非協会員に対する広告の写し等の徴収                      非協会員に対しては、法第24条の6の10の規定に基づき、各年の四半期毎に、前四半期に出稿した広告等( - 2 - 13(2) の「広告」及びの「勧誘」をいう。)の写し又はその内容がわかるものを遅滞なく徴収するものとする。</p> <p>- 3 - 7 廃業等の取扱い                      (1) (略)</p>

貸金業者向けの総合的な監督指針(抄)

現 行	改 正 案
<p>( 2 ) 廃業等届出書及び施行規則第26条の25第1項第3号に規定する債権譲渡届出書等により債権譲渡等に係る情報を確認した場合は、当該情報を譲受人に対して監督権限を有する財務局又は都道府県に提供するものとする。</p> <p>- 3 - 8 債権譲渡届出書等の取扱い 施行規則第26条の25第1項第3号に規定する債権譲渡届出書を受理した場合は、譲受人に対して監督権限を有する財務局又は都道府県に届出書(写)を送付するものとする。</p> <p>- 5 - 1 行政処分の基準 ( 1 ) (略) ( 2 ) (略) ( 3 ) (略) ( 4 ) (略) (新設)</p>	<p>( 2 ) 廃業等届出書及び施行規則第26条の25第1項第5号に規定する債権譲渡届出書等により債権譲渡等に係る情報を確認した場合は、当該情報を譲受人に対して監督権限を有する財務局又は都道府県に提供するものとする。</p> <p>- 3 - 8 債権譲渡届出書等の取扱い 施行規則第26条の25第1項第5号に規定する債権譲渡届出書を受理した場合は、譲受人に対して監督権限を有する財務局又は都道府県に届出書(写)を送付するものとする。</p> <p>- 5 - 1 行政処分の基準 ( 1 ) (略) ( 2 ) (略) ( 3 ) (略) ( 4 ) (略) ( 5 ) <u>法第 24 条の 6 の 3 の規定に基づき業務改善命令の履行状況の報告義務の解除</u> <u>法第 24 条の 6 の 3 の規定に基づき業務改善命令を発出する場合には、当該命令に基づく貸金業者の業務改善に向けた取組みをフォローアップし、その改善努力を促すため、原則として、当該貸金業者の提出する業務改善計画の履行状況の報告を求める。その際、以下の点に留意するものとする。</u> <u>法第 24 条の 6 の 3 の規定に基づき業務改善命令を発出している貸金業者に対して、当該業者の提出した業務改善計画の履行状況について、期限を定めて報告を求めている場合には、期限の到来により、当該貸金業者の報告義務は解除される。</u> <u>法第 24 条の 6 の 3 の規定に基づき業務改善命令を発出している貸金業者に対して、当該業者の提出した業務改善計画の履行状況について、期限を定めることなく継続的に報告を求めている場合において、業務改善命令を発出する要因となった問題に関して、業務改善計画に沿って十分な改善措置が講じられたと認められるときは、当該計</u></p>

貸金業者向けの総合的な監督指針(抄)

現 行	改 正 案
<p>- 5 - 7 行政処分<sup>の連絡</sup></p> <p>行政処分を行った場合の関係官署へ関係資料の送付については、次により取扱うものとする。</p> <p>( 1 ) 登録を拒否した場合 ( 法第 6 条 ) ( 略 )</p> <p>( 2 ) 業務改善命令の場合 ( 法第 24 条の 6 の 3 ) ( 略 )</p> <p><u>( 新設 )</u></p> <p>— 都道府県から業務改善命令を行った関係資料の送付を受けた場合には、監督局金融会社室あて当該関係資料の写しを送付するものとする。</p> <p>( 3 ) 業務停止処分の場合 ( 法第 24 条の 6 の 4 ) ( 略 )</p> <p><u>( 新設 )</u></p> <p>— 都道府県から業務停止処分を行った関係資料の送付を受けた場合には、監督局金融会社室あて当該関係資料の写しを送付するものとする。</p>	<p><u>画の履行状況の報告義務を解除するものとする。その際、当該報告等により把握した改善への取組状況に基づき、解除の是非を判断するものとする。</u></p> <p>- 5 - 7 行政処分<sup>の連絡</sup></p> <p>行政処分を行った場合の関係官署へ関係資料の送付については、次により取扱うものとする。</p> <p>( 1 ) 登録を拒否した場合 ( 法第 6 条 ) ( 略 )</p> <p>( 2 ) 業務改善命令の場合 ( 法第 24 条の 6 の 3 ) ( 略 )</p> <p><u>業務改善命令の理由となる貸金業者の行為に、登録を受けた主任者が関与していた場合には、監督局金融会社室に対し、法第 24 条の 30 に規定する「主任者登録の取消し」の検討に必要な関係資料の写しを送付するものとする。</u></p> <p>— ( 条ズレ )</p> <p>( 3 ) 業務停止処分の場合 ( 法第 24 条の 6 の 4 ) ( 略 )</p> <p><u>業務停止処分の理由となる貸金業者の行為に、登録を受けた主任者が関与していた場合には、監督局金融会社室に対し、法第 24 条の 30 に規定する「主任者登録の取消し」の検討に必要な関係資料の写しを送付するものとする。</u></p> <p>— ( 条ズレ )</p>

貸金業者向けの総合的な監督指針(抄)

現 行	改 正 案
<p>(4) 登録取消し処分の場合(法第24条の6の4、法第24条の6の5、法第24条の6の6)</p> <p>登録の取消し処分を行った場合には、監督局金融会社室、管内都道府県及び他の財務局あて関係資料を送付するものとする。また、当該関係資料の送付を受けた財務局は、その管内の都道府県あて当該関係資料の写しを送付するものとする。なお、当該貸金業者が法人である場合には、当該取消しの日前30日以内の役員の氏名(法人にあっては、商号又は名称)に関する資料もあわせて送付するものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>都道府県から登録の取消し処分を行った関係資料の送付を受けた場合には、監督局金融会社室、管内都道府県及び他の財務局あて当該関係資料の写しを送付するものとする。また、当該関係資料の写しの送付を受けた財務局は、その管内の都道府県あて当該関係資料の写しを送付するものとする。</p> <p>- 6 貸金業関係連絡会</p> <p>(1) 法の円滑な施行を確保するためには、国と都道府県の間における緊密な協力と事務処理の統一を推進するほか、監督当局と警察当局の連携を図ることが必要である。このため、以下の「<u>貸金業関係連絡会設置要綱</u>」に基づき、財務局又は財務事務所(小樽出張所及び北見出張所を含む。以下同じ。)都道府県及び都道府県警察本部三者間の事務連絡体制を設けるものとする。また、都道府県において、法の円滑な施行の観点から、同趣旨の会議が設けられている場合には、財務局又は財務事務所においては、同会議の開催に積極的に協力されたい。</p> <p><u>貸金業関係連絡会設置要綱</u></p>	<p>(4) 登録取消し処分の場合(法第24条の6の4、法第24条の6の5、法第24条の6の6)</p> <p>登録の取消し処分を行った場合には、監督局金融会社室、管内都道府県及び他の財務局あて関係資料を送付するものとする。また、当該関係資料の送付を受けた財務局は、その管内の都道府県あて当該関係資料の写しを送付するものとする。なお、当該貸金業者が法人である場合には、当該取消しの日前30日以内<u>並びに当該取消しに係る聴聞の期日及び場所の公示の日前60日以内</u>の役員の氏名(法人にあっては、商号又は名称)に関する資料もあわせて送付するものとする。</p> <p><u>登録取消し処分の理由となる貸金業者の行為に、登録を受けた主任者が関与していた場合には、監督局金融会社室に対し、法第24条の30に規定する「主任者登録の取消し」の検討に必要な関係資料の写しを送付するものとする。</u></p> <p>— (条ズレ)</p> <p>- 6 貸金業関係連絡会等</p> <p>(1) 法の円滑な施行を確保するためには、国と都道府県の間における緊密な協力と事務処理の統一を推進するほか、監督当局と警察当局の連携を図ることが必要である。このため、以下の「<u>貸金業関係連絡会・幹事会設置要綱</u>」に基づき、財務局又は財務事務所(小樽出張所及び北見出張所を含む。以下同じ。)都道府県及び都道府県警察本部三者間の事務連絡体制を設けるものとする。また、都道府県において、法の円滑な施行の観点から、同趣旨の会議が設けられている場合には、財務局又は財務事務所においては、同会議の開催に積極的に協力されたい。</p> <p><u>貸金業関係連絡会・幹事会設置要綱</u></p>

貸金業者向けの総合的な監督指針(抄)

現 行	改 正 案
<p>目的 法の円滑な施行を確保するため、国及び都道府県の監督当局間における緊密な協力と事務処理の統一を推進するほか、監督当局と警察当局の連携を図ることを目的とする。</p> <p>名称 <u>貸金業関係連絡会</u></p> <p>構成 財務(支)局理財部長又は財務事務所長 都道府県主管部長 警視庁主管部長 道府県警察本部主管部長</p> <p>協議内容 貸金業者の営業の実態等に関する情報及び意見の交換を行い、的確な実情の把握に努めるとともに、法施行に伴う事務処理上の問題点その他法の適正な運用を図るために必要な事項について協議するものとする。</p> <p>会議 イ．会議は、各都道府県の実情に応じ、原則として年1回以上、定期的に開催するほか、必要に応じ随時開催する。 <u>(新設)</u></p> <p>ロ．会議には、必要に応じて消費生活センター、協会又は弁護士会等の関係団体等の代表者を出席させることができるものとする。</p> <p>ハ．その他会議の運営については、財務局又は財務事務所、都道府県及び都道府県警察本部が協議して定めるものとする。</p> <p>ニ．会議の庶務は、原則として財務局又は財務事務所が行うものとする。</p> <p>(2) 貸金業関係連絡会、幹事会の開催状況について、別紙様式27により毎年度末の翌月末日までに、監督局金融会社室あて報告するものとする。都道府県が同趣旨の会議を設けている場合においては、当該会議の開催状況についても報告するものとする。</p>	<p>目的 (略)</p> <p>名称 <u>貸金業関係連絡会・貸金業関係幹事会</u></p> <p>構成 財務(支)局理財部長又は財務事務所長等 都道府県主管部長等 警視庁主管部長等 道府県警察本部主管部長等</p> <p>協議内容 (略)</p> <p>会議 イ．(略)</p> <p><u>ロ．財務(支)局理財部長又は財務事務所長の主催会議を連絡会とし、金融担当課長等の主催会議を幹事会とする。</u></p> <p>ハ．(条ズレ)</p> <p>ニ．(条ズレ)</p> <p>ホ．(条ズレ)</p> <p>(2) (略)</p>



現行

改正案

(新設)

別紙様式23-2

(日本工業規格A4)

平成 年 月 日

財務(支)局長 殿

(郵便番号 )

届出者 住 所

電話番号( ) -

商 号  
又は名称

氏 名 (印)  
(法人にあつては、代表者の氏名)

〔 法定代理人  
氏 名 (印) 〕

(注)連絡先、商号又は名称及び氏名に変更があつた場合は、財務(支)局長にその旨連絡願います。

### 残貸付債権の状況等に係る報告書

残貸付債権の状況等について、下記のとおり報告します。

記

#### 1. 残貸付債権の状況及び債権回収方針

(平成 年 月 日現在)

		残貸付債権	債務者数
合 計		千円	人
(債権回収方針)	自主回収(予定)	千円	人
	取立委託(予定)	千円	人
	債権譲渡(予定)	千円	人
	その他( )	千円	人

(記載上の注意)

「その他( )」には、例えば債権放棄など具体的な方針を記載すること。

現行

改正案

2. 債権譲渡の状況

譲渡先		譲渡年月日	譲渡債権金額
譲渡済			千円
			千円
譲渡予定			( 千円)
			( 千円)
合計			千円 ( 千円)

(記載上の注意)

- 1 「譲渡先」は、貸付債権を譲り受けた者の商号、名称又は氏名、連絡先(住所、電話番号)及び業種を記載すること。なお、貸金業者の場合は、登録番号を併記すること。
- 2 「譲渡年月日」には、同一者に複数回債権譲渡が行われた場合には、すべての譲渡年月日を記載すること。
- 3 債権譲渡予定のものについては、( )内に債権譲渡予定金額を記入すること。
- 4 「譲渡債権金額」には、譲渡した貸付債権の元本債権額を記入すること。

3. 取立委託の状況

委託先		委託年月日	委託債権金額
委託済			千円
			千円
委託予定			( 千円)
			( 千円)
合計			千円 ( 千円)

(記載上の注意)

- 1 「委託先」は、貸付債権の取立委託を受けた者の商号、名称又は氏名、連絡先(住所、電話番号)及び業種を記載すること。なお、貸金業者の場合は、登録番号を併記すること。
- 2 「委託年月日」には、当初の委託年月日を記載すること。
- 3 取立委託予定のものについては、( )内に取立委託予定金額を記入すること。

現 行	改 正 案
	<p>4. 帳簿及び個人情報の取扱い</p> <p>(1) 帳簿の取扱い</p> <p><input type="checkbox"/> 保存                      <input type="checkbox"/> 債権譲渡先に引継ぎ</p> <p><input type="checkbox"/> その他(                      )</p> <p>(具体的な措置状況)</p> <div style="border: 1px solid black; height: 80px; width: 100%;"></div> <p>(2) 個人情報の取扱い</p> <p><input type="checkbox"/> 保存                      <input type="checkbox"/> 債権譲渡先に引継ぎ</p> <p><input type="checkbox"/> その他(                      )</p> <p>(具体的な措置状況)</p> <div style="border: 1px solid black; height: 80px; width: 100%;"></div> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 該当する項目すべてについて□に✓をすること。</p> <p>2 「具体的な措置状況」については、保存先や廃棄予定時期等を詳細に記載すること。</p> <p>5. 添付書類</p> <p>(1)債権譲渡契約書の写し、債務者への債権譲渡通知の雛形</p> <p>(2)取立委任契約書の写し、債務者への取立委託通知の雛形</p> <p>(3)法第24条第1項の規定による通知の写し</p>

現 行	改 正 案
<p style="text-align: right;">(日本工業規格A4)</p> <p>別紙様式24</p> <p style="text-align: center;"><b>業 務 報 告 書</b></p> <p style="text-align: center;">貸付残高500億円超 貸付残高500億円以下 (該当する箇所を で囲む)</p> <p style="text-align: center;">〔 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで 〕</p> <p>財務(支) 局長 殿</p> <p style="text-align: center;">届出者 登録番号 財務(支) 局長 ( ) 第 号</p> <p style="text-align: center;">(郵便番号 ) 住 所 電話番号( ) -</p> <p style="text-align: center;">商 号 又は名称</p> <p style="text-align: center;">氏 名 (法人にあっては、代表者の氏名) 〔 法定代理人 氏 名 〕</p> <p style="text-align: center;">連絡者 所 属 氏 名 電話番号( ) -</p> <p>平成 年 月 日から平成 年 月 日までの業務の状況を次のとおり報告いたします。</p>	<p style="text-align: right;">(日本工業規格A4)</p> <p>別紙様式24</p> <p style="text-align: center;"><b>業 務 報 告 書</b></p> <p style="text-align: center;">貸付残高500億円超 貸付残高500億円以下 (該当する箇所を で囲む)</p> <p style="text-align: center;">〔 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで 〕</p> <p>財務(支) 局長 殿</p> <p style="text-align: center;">届出者 登録番号 財務(支) 第 号</p> <p style="text-align: center;">(郵便番号 ) 住 所 電話番号( ) -</p> <p style="text-align: center;">商 号 又は名称</p> <p style="text-align: center;">氏 名 (法人にあっては、代表者の氏名) 〔 法定代理人 氏 名 〕</p> <p style="text-align: center;">連絡者 氏 名 電話番号( ) -</p> <p>平成 年 4月 1日から平成 年 3月 31日までの業務の状況を次のとおり報告いたします。</p>

現行	3条改正
業 務 報 告 書	業 務 報 告 書
目 次	目 次
<ul style="list-style-type: none"> <li>1 貸付金の種別残高</li> <li>2 業種別貸付残高</li> <li>3 貸付金の金額別内訳</li> <li>4 貸付金の期間別内訳</li> <li>5 消費者向無担保貸付金の金額別内訳</li> <li>6 消費者向無担保貸付金の金利別内訳 (新設)</li> <li>7 消費者向無担保貸付金の新規契約状況等</li> <li>8 無人契約機及び現金自動設備設置台数</li> <li>9 自己検証の状況</li> <li>10 貸金業協会等への加入状況等</li> </ul> <p>(記載上の注意)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 各表の金額単位未満の端数は、切り捨てて表示する。</li> <li>2 各表中該当金額がない場合は「-」、単位未満の場合は「0」と記載する。</li> <li>3 構成比等の比率は、特に注記がない限り小数点第3位以下を切り捨てて表示する。</li> <li>4 「連絡者」は、業務報告書の作成担当者を記載する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 貸付金の種別残高</li> <li>2 業種別貸付残高</li> <li>3 貸付金の金額別内訳</li> <li>4 貸付金の期間別内訳</li> <li>5 消費者向無担保貸付金の金額別内訳</li> <li>6 消費者向無担保貸付金の金利別内訳</li> <li>7 <u>事業者向無担保貸付金(手形割引を除く)の金額別内訳</u></li> <li>8 <u>事業者向無担保貸付金(手形割引を除く)の金利別内訳</u></li> <li>9 <u>事業者向有担保貸付金(手形割引を除く)の金額別内訳</u></li> <li>10 <u>事業者向有担保貸付金(手形割引を除く)の金利別内訳</u></li> <li>11 消費者向無担保貸付金の新規契約状況等</li> <li>12 無人契約機及び現金自動設備設置台数</li> <li>13 自己検証の状況</li> <li>14 貸金業協会等への加入状況等</li> </ul> <p>(記載上の注意)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 各表の単位未満の端数は、切り捨てて記載する。</li> <li>2 <u>構成比等の比率は、特に注記がない限り小数点第3位を切り捨て第2位までを記載する。</u></li> <li>3 各表中、<u>貸付残高等の実績がない場合は「-」、単位(百万円)未満の場合は「0」と記載する。</u></li> <li>4 <u>各表の残高内訳が単位(百万円)未満であるが、合計又は計の残高が1百万円の場合は、内訳件数の最も多い区分を「1百万円」に調整し記載する。また、単位未満の端数切捨てにより、内訳の計と合計が合致しない場合も、同様に調整し記載する。</u></li> <li>5 「連絡者」は、業務報告書の作成担当者を記載する。</li> <li>6 <u>業務報告書表題の期間(平成 年 月 日から平成 年 月 日まで)は、提出業者の直近の決算期を記載する。</u></li> </ul>

現行

1 貸付金の種別残高

貸付種別	件数・残高		残高 百万円	平均約定金利	
	件数	構成割合		構成割合	%
消費者向	無 担 保 (住宅向を除く)	件	%	%	%
	有 担 保 (住宅向を除く)				
	住 宅 向				
	計				
事業者向	貸 付				
	手 形 割 引				
	計				
合 計			100	100	
うち株式取得資金の貸付					

(記載上の注意)

- 「平均約定金利」は加重平均により小数点第2位まで記載する。
- 「平均約定金利」は算出不能の場合、推定値を記載する。
- 「住宅向」は住宅購入を目的とするいわゆる住宅ローンをいうこととし、住宅を担保に住宅ローン以外の貸付けを行う場合を含まない。
- 担保には保証を含まない。
- 「構成割合」は合計に対する割合を記載する。
- 「株式取得資金」の貸付は、1件の貸付残高が1億円以上のものについて、その件数及び貸付残高の合計を記載する。
- 「件数」は契約件数を記載する。なお、極度方式基本契約については、極度方式基本契約の件数を計上し、極度方式基本契約に基づく貸付けの件数は計上しない。
- 「残高」は貸付当初の元本ではなく、残元本を記載する。

3条改正

1 貸付金の種別残高

貸付種別	件数・残高		残高 百万円	平均約定金利	
	件数	構成割合		構成割合	%
消費者向	無 担 保 (住宅向を除く)	件	%	%	%
	有 担 保 (住宅向を除く)				
	住 宅 向				
	計				
事業者向	無 担 保				
	有 担 保				
	手 形 割 引				
	計				
合 計			100	100	
うち株式取得資金の貸付					

(記載上の注意)

- 「住宅向」は住宅購入を目的とするいわゆる住宅ローンをいうこととし、住宅を担保に住宅ローン以外の貸付けを行う場合を含まない。
- 担保には保証を含まない。
- 「構成割合」は合計に対する割合を記載する。
- 「株式取得資金」の貸付は、1件の貸付残高が1億円以上のものについて、その件数及び貸付残高の合計を記載する。
- 「件数」は契約件数を記載する。なお、極度方式基本契約については、極度方式基本契約の件数を計上し、極度方式基本契約に基づく貸付け毎の件数は計上しない。
- 「残高」は貸付当初の元本ではなく、残元本を記載する。
- 「平均約定金利」は加重平均により小数点第3位を切捨て第2位までを記載する。
- 「平均約定金利」の算出方法は、  
 「例：無担保貸付残高が55百万円、内訳13.0%で25百万円、15.0%で15百万円、18.0%で15百万円」  
 $(25 \times 13.0\% + 15 \times 15.0\% + 15 \times 18.0\%) / 55 = 14.90\%$   
 なお、算出不能の場合は推定値を記載する。

現行

2 業種別貸付残高

業種別	先数・残高		先数		残高	
	件	構成割合 %	件	構成割合 %	百万円	構成割合 %
建設業						
製造業						
電気・ガス・熱供給・水道業						
情報通信業						
運輸業						
卸売・小売業						
金融・保険業						
不動産業						
飲食店、宿泊業						
医療、福祉						
教育、学習支援業						
複合サービス事業						
サービス業(他に分類されないもの)						
個人						
その他						
合計		100		100		100

(記載上の注意)

- 業種別貸付残高は貸付先の主な事業(過去1年間における総売上高のうち割合の最も高いもの)により分類する。
- 業種は、日本標準産業分類により分類する。
- 「先数」は名寄せした債務者数を記載する。
- 「個人」欄の残高は、表1の消費者向計の残高と一致する。

3条改正

2 業種別貸付残高

業種別	先数・残高		先数		残高	
	件	構成割合 %	件	構成割合 %	百万円	構成割合 %
農業、林業、漁業、鉱業						
建設業						
製造業						
電気・ガス・熱供給・水道業						
情報通信業						
運輸業						
卸売・小売業						
金融・保険業						
不動産業						
飲食店、宿泊業						
医療、福祉						
教育、学習支援業						
複合サービス業						
サービス業(他に分類されないもの)						
個人						
その他						
合計		100		100		100

(記載上の注意)

- 業種別貸付残高は貸付先の主な事業(過去1年間における総売上高のうち割合の最も高いもの)により分類する。
- 業種は、日本標準産業分類により分類する。
- 「先数」は名寄せした債務者数を記載する。
- 「個人」欄の残高は、「表1」の消費者向計の残高と一致する。
- 残高合計は、「表1」の残高合計と一致する。

現行

3 貸付金の金額別内訳

金額別	件数・残高		残高	
	件	構成割合 %	百万円	構成割合 %
10万円以下				
10万円超 30万円以下				
30 " 50 "				
50 " 100 "				
100 " 500 "				
500 " 1,000 "				
1,000 " 5,000 "				
5,000 " 1億円以下				
1億円超 5 "				
5 " 10 "				
10 " 100 "				
100億円超				
合計		100		100
1件当たり平均貸付残高				

(記載上の注意)

- 貸付残高が自己資金(法人の場合は自己資本)の額を超える貸付先すべて(ただし、当該先が20に満たない場合は、貸付残高上位20位までの貸付先)について、それぞれの貸付先名、業種、貸付件数及び貸付残高を記載した書類を併せて提出する。
- 「自己資金」とは、資産の合計額より負債の合計額を控除した額をいう。
- 「自己資本」とは、資産の合計額より負債の合計額並びに配当金及び役員賞与金の予定額を控除し、引当金(特別法上の引当金を含む。)の合計額を加えた額をいう。

4 貸付金の期間別内訳

期間別	件数・残高		残高	
	件	構成割合 %	百万円	構成割合 %
1年以下				
1年超 5年以下				
5 " 10 "				
10 " 15 "				
15 " 20 "				
20 " 25 "				
25年超				
合計		100		100
1件当たり平均期間				

(記載上の注意)

- 1件当たり平均期間は加重平均により算出する。
- 期間は約定期間による。

3条改正

3 貸付金の金額別内訳

金額別	件数・残高		残高	
	件	構成割合 %	百万円	構成割合 %
10万円以下				
10万円超 30万円以下				
30 " 50 "				
50 " 100 "				
100 " 500 "				
500 " 1,000 "				
1,000 " 5,000 "				
5,000 " 1億円以下				
1億円超 5 "				
5 " 10 "				
10 " 100 "				
100億円超				
合計		100		100
1件当たりの平均貸付残高			百万円	

(記載上の注意)

- 貸付残高が自己資金(法人の場合は自己資本)の額を超える貸付先すべて(ただし、当該先が20に満たない場合は、貸付残高上位20位までの貸付先)について、それぞれの貸付先名、業種、貸付件数及び貸付残高を記載した別途の表(任意様式)を併せて提出する。(自己資金又は自己資本を超える貸付先が無い場合は別途の表の提出は不要)
- 「自己資金」とは、資産の合計額から負債の合計額を控除した額をいう。
- 「自己資本」とは、資産の合計額より負債の合計額並びに配当金及び役員賞与金の予定額を控除し、引当金(特別法上の引当金を含む。)の合計額を加えた額をいう。
- 貸付金の件数、残高は、「表1」の件数、残高合計と一致する。
- 「1件当たり平均貸付残高」は、小数点第3位を切捨て第2位までを記載する。例:1.25、0.36等

4 貸付金の期間別内訳

期間別	件数・残高		残高	
	件	構成割合 %	百万円	構成割合 %
1年以下				
1年超 5年以下				
5 " 10 "				
10 " 15 "				
15 " 20 "				
20 " 25 "				
25年超				
合計		100		100
1件当たり平均約定期間			年	

(記載上の注意)

- 1件当たり平均約定期間は加重平均により算出する。
- 期間は約定期間による。
- 「1件当たりの平均約定期間」の算出方法は、  
 例:1年以下が2件、1年超5年以下の2年が3件、 $1 \times 2 + 2 \times 3 + 3 \times 5 + 6 \times 3 + 7 \times 3 = 3.875$  3.87  
 3年5件、5年超10年以下の6年3件、7年3件の場合  $2+3+5+3+3$   
 「1件当たり平均約定期間」は、小数点第3位を切捨て第2位までを記載する。例:1.66、0.83等
- 貸付金の件数、残高は、「表1」の件数、残高合計と一致する。



現行

5 消費者向無担保貸付金の金額別内訳

金額別	件数		残高	
	件	構成割合	百万円	構成割合
10万円以下		%		%
10万円超 20万円以下				
20 " 30 "				
30 " 50 "				
50 " 70 "				
70 " 100 "				
100 " 150 "				
150 " 200 "				
200 " 300 "				
300万円超				
合計		100		100
1件当たり平均貸付残高			千円	

(記載上の注意)

「合計」欄の件数及び残高は、表1の消費者向無担保貸付金の件数及び残高と一致する。

6 消費者向無担保貸付金の金利別内訳

金利別	件数		残高	
	件	構成割合	百万円	構成割合
10.0%以下		%		%
10.0%超 15.0%以下				
15.0 " 18.0 "				
18.0 " 20.0 "				
20.0 " 22.0 "				
22.0 " 24.0 "				
24.0 " 26.0 "				
26.0 " 28.0 "				
28.0 " 29.2 "				
29.2 "				
合計		100		100

(記載上の注意)

「合計」欄の件数及び残高は、表1の消費者向無担保貸付金の件数及び残高と一致する。

3条改正

5 消費者向無担保貸付金の金額別内訳

金額別	件数		残高	
	件	構成割合	百万円	構成割合
10万円以下		%		%
10万円超 20万円以下				
20 " 30 "				
30 " 50 "				
50 " 70 "				
70 " 100 "				
100 " 150 "				
150 " 200 "				
200 " 300 "				
300万円超				
合計		100		100
1件当たり平均貸付残高			千円	

(記載上の注意)

「合計」欄の件数及び残高は、「表1」の消費者向無担保貸付金の件数及び残高と一致する。

6 消費者向無担保貸付金の金利別内訳

金利別	件数		残高	
	件	構成割合	百万円	構成割合
10.0%以下		%		%
10.0%超 15.0%以下				
15.0 " 18.0 "				
18.0 " 20.0 "				
20.0 " 22.0 "				
22.0 " 24.0 "				
24.0 " 26.0 "				
26.0 " 28.0 "				
28.0 " 29.2 "				
29.2 "				
合計		100		100

(記載上の注意)

「合計」欄の件数及び残高は、「表1」の消費者向無担保貸付金の件数及び残高と一致する。

現行

3条改正

(新設)

7 事業者向無担保貸付金(手形割引を除く)の金額別内訳

金額別	件数		残高	
	件	構成割合	百万円	構成割合
100万円以下		%		%
100万円超 500万円以下				
500 " 1000 "				
1000 " 5000 "				
5000 " 1億円以下				
1億円超 5 "				
5 " 10 "				
10億円超				
合計		100		100
1件当たり平均貸付残高			百万円	

(記載上の注意)

- 「合計」欄の件数及び残高は、「表1」の事業者向無担保貸付金の件数及び残高と一致する。
- 「件数」及び「残高」は、手形割引を除く。

(新設)

8 事業者向無担保貸付金(手形割引を除く)の金利別内訳

金利別	件数		残高	
	件	構成割合	百万円	構成割合
5.0%以下		%		%
5.0%超 10.0%以下				
10.0 " 15.0 "				
15.0 " 18.0 "				
18.0 " 20.0 "				
20.0 " 22.0 "				
22.0 " 24.0 "				
24.0 " 26.0 "				
26.0 " 28.0 "				
28.0 " 29.2 "				
29.2 "				
合計		100		100

(記載上の注意)

- 「合計」欄の件数及び残高は、「表1」の事業者向無担保貸付金の件数及び残高と一致する。
- 「件数」及び「残高」は、手形割引を除く。

現行

3条改正

(新設)

9 事業者向有担保貸付金(手形割引を除く)の金額別内訳

金額別	件数・残高		構成割合	
	件	高	件	高
100万円以下				
100万円超 500万円以下				
500 " 1000 "				
1000 " 5000 "				
5000 " 1億円以下				
1億円超 5 "				
5 " 10 "				
10億円超				
合計			100	100
1件当たり平均貸付残高			百万円	

(記載上の注意)

- 「合計」欄の件数及び残高は、「表1」の事業者向有担保貸付金の件数及び残高と一致する。
- 「件数」及び「残高」は、手形割引を除く。

(新設)

10 事業者向有担保貸付金(手形割引を除く)の金利別内訳

金利別	件数・残高		構成割合	
	件	高	件	高
5.0%以下				
5.0%超 10.0%以下				
10.0 " 15.0 "				
15.0 " 18.0 "				
18.0 " 20.0 "				
20.0 " 22.0 "				
22.0 " 24.0 "				
24.0 " 26.0 "				
26.0 " 28.0 "				
28.0 " 29.2 "				
29.2 "				
合計			100	100

(記載上の注意)

- 「合計」欄の件数及び残高は、「表1」の事業者向有担保貸付金の件数及び残高と一致する。
- 「件数」及び「残高」は、手形割引を除く。

現行

7 消費者向無担保貸付金の新規契約状況等

新規契約状況

	件数等		
	うち有人営業所等	うち自動契約機	
新規申込件数	件	件	件
新規契約件数	件	件	件
新規契約率	%	%	%

(記載上の注意)

- 1 新規申込件数は、当該年度の申込件数を記載する。
- 2 新規契約件数は、当該年度の契約件数を記載する。
- 3 新規契約率は、新規契約件数を新規申込件数で除した数字を記載する。

(2-1) 新規貸付状況

	件数等		
	うち有人営業所等	うち自動契約機	
新規貸付総額	百万円	百万円	百万円
新規貸付件数	件	件	件
新規平均貸付額	千円	千円	千円

(記載上の注意)

- 1 新規貸付総額は、当該年度に行った新規顧客に対する初回貸付の総額を記載する。
- 2 新規貸付件数は、当該年度に行った新規顧客に対する初回貸付の件数を記載する。
- 3 新規平均貸付額は、新規貸付総額を新規契約件数で除した数字を記載する。
- 4 上記1から3の数字について把握できない場合は、「(2-2) 当該年度の貸付状況」を記載すること。

(2-2) 当該年度の貸付状況

	件数等
当該年度貸付総額	百万円
当該年度貸付件数	件
当該年度平均貸付額	千円

(記載上の注意)

- 1 貸付総額は、当該年度に行った貸付けの総額を記載する。
- 2 貸付件数は、当該年度に行った貸付けの件数を記載する。
- 3 平均貸付額は、貸付総額を貸付件数で除した数字を記載する。

3条改正

11 消費者向無担保貸付金の新規契約状況等

新規契約状況

	件数等		
	うち有人営業所等	うち自動契約機	
新規申込件数	件	件	件
新規契約件数	件	件	件
新規契約率	%	%	%

(記載上の注意)

- 1 新規申込件数は、当該年度の申込件数を記載する。
- 2 新規契約件数は、当該年度の契約件数を記載する。
- 3 新規契約率は、新規契約件数を新規申込件数で除した数字を記載する。

(2-1) 新規貸付状況

	件数等		
	うち有人営業所等	うち自動契約機	
新規貸付総額	百万円	百万円	百万円
新規貸付件数	件	件	件
新規平均貸付額	千円	千円	千円

(記載上の注意)

- 1 新規貸付総額は、当該年度に行った新規顧客に対する初回貸付の総額を記載する。
- 2 新規貸付件数は、当該年度に行った新規顧客に対する初回貸付の件数を記載する。
- 3 新規平均貸付額は、新規貸付総額を新規貸付件数で除した数字を記載する。
- 4 上記1から3の数字について把握できない場合は、「(2-2) 当該年度の貸付状況」を記載すること。

(2-2) 当該年度の貸付状況

	件数等
当該年度貸付総額	百万円
当該年度貸付件数	件
当該年度平均貸付額	千円

(記載上の注意)

- 1 貸付総額は、当該年度に行った貸付けの総額を記載する。
- 2 貸付件数は、当該年度に行った貸付けの件数を記載する。
- 3 平均貸付額は、貸付総額を貸付件数で除した数字を記載する。

現行			3条改正		
8 無人契約機及び現金自動設備設置台数			12 無人契約機及び現金自動設備設置台数		
		設置台数			設置台数
1 無人契約機		(台)	1 無人契約機		(台)
2 現金自動設備		(台)	2 現金自動設備		(台)
	(1) 自社設置分		(1) 自社設置分		(台)
		うち現金自動受払機		うち現金自動受払機	(台)
		うち現金自動支払機		うち現金自動支払機	(台)
	(2) 提携分		(2) 提携分		(台)
	うち現金自動受払機	(台)		うち現金自動受払機	(台)
	うち現金自動支払機	(台)		うち現金自動支払機	(台)
9 自己検証の実施状況			13 自己検証の実施状況		
自己検証の実施			自己検証の実施		
(記載上の注意)			(記載上の注意)		
内部監査において、自己検証を行っている場合は、印をするとともに、自己検証の記録を添付すること。			内部監査において自己検証を行っている場合は、印をするとともに、「貸金業者向けの総合的な監督指針」に基づき、「自己検証リスト(案)」に準じた、自己検証の記録を添付すること。		

現行	3条改正																																																																				
<p>10 貸金業協会等への加入状況等</p> <table border="1"> <tr><td>1</td><td>貸金業協会に加盟している</td></tr> <tr><td>2</td><td>日本消費者金融協会に加盟している</td></tr> <tr><td>3</td><td>電話加入権に質権を設定することを目的とした事業協同組合に加盟している</td></tr> <tr><td>4</td><td>日本事業者金融協会に加盟している</td></tr> <tr><td>5</td><td>(社)全国信販協会に加盟している</td></tr> <tr><td>6</td><td>(社)日本クレジット産業協会に加盟している</td></tr> <tr><td>7</td><td>日本クレジットカード協会に加盟している</td></tr> <tr><td>8</td><td>割賦購入あっせん業者として登録されている</td></tr> <tr><td>9</td><td>電気機械器具関係の公益法人に加盟している(関係会社が同法人に加盟している場合を含む)</td></tr> <tr><td>10</td><td>自動車関係の公益法人に加盟している(関係会社が同法人に加盟している場合を含む)</td></tr> <tr><td>11</td><td>日本百貨店協会、日本チェーンストア協会、日本商店連盟、日本専門店会連盟に加盟している(関係会社が同協会等に加盟している場合を含む)</td></tr> <tr><td>12</td><td>建設・不動産関係の公益法人に加盟している(関係会社が同法人に加盟している場合を含む)</td></tr> <tr><td>13</td><td>質屋の許可を受けている</td></tr> <tr><td>14</td><td>(社)リース事業協会に加盟している</td></tr> <tr><td>15</td><td>日賦貸金業者として登録されている</td></tr> <tr><td>16</td><td>上記のいずれにも該当しない</td></tr> <tr><td colspan="2">(参考)その他加入している団体があればその名称を記載すること</td></tr> </table>	1	貸金業協会に加盟している	2	日本消費者金融協会に加盟している	3	電話加入権に質権を設定することを目的とした事業協同組合に加盟している	4	日本事業者金融協会に加盟している	5	(社)全国信販協会に加盟している	6	(社)日本クレジット産業協会に加盟している	7	日本クレジットカード協会に加盟している	8	割賦購入あっせん業者として登録されている	9	電気機械器具関係の公益法人に加盟している(関係会社が同法人に加盟している場合を含む)	10	自動車関係の公益法人に加盟している(関係会社が同法人に加盟している場合を含む)	11	日本百貨店協会、日本チェーンストア協会、日本商店連盟、日本専門店会連盟に加盟している(関係会社が同協会等に加盟している場合を含む)	12	建設・不動産関係の公益法人に加盟している(関係会社が同法人に加盟している場合を含む)	13	質屋の許可を受けている	14	(社)リース事業協会に加盟している	15	日賦貸金業者として登録されている	16	上記のいずれにも該当しない	(参考)その他加入している団体があればその名称を記載すること		<p>14 貸金業協会等への加入状況等</p> <table border="1"> <tr><td>1</td><td>貸金業協会に加盟している</td></tr> <tr><td>2</td><td>日本消費者金融協会に加盟している</td></tr> <tr><td>3</td><td>電話加入権に質権を設定することを目的とした事業協同組合に加盟している</td></tr> <tr><td>4</td><td>日本事業者金融協会に加盟している</td></tr> <tr><td>5</td><td>(社)全国信販協会に加盟している</td></tr> <tr><td>6</td><td>(社)日本クレジット産業協会に加盟している</td></tr> <tr><td>7</td><td>日本クレジットカード協会に加盟している</td></tr> <tr><td>8</td><td>割賦購入あっせん業者として登録されている</td></tr> <tr><td>9</td><td>電気機械器具関係の公益法人に加盟している(関係会社が同法人に加盟している場合を含む)</td></tr> <tr><td>10</td><td>自動車関係の公益法人に加盟している(関係会社が同法人に加盟している場合を含む)</td></tr> <tr><td>11</td><td>日本百貨店協会、日本チェーンストア協会、日本商店連盟、日本専門店会連盟に加盟している(関係会社が同協会等に加盟している場合を含む)</td></tr> <tr><td>12</td><td>建設・不動産関係の公益法人に加盟している(関係会社が同法人に加盟している場合を含む)</td></tr> <tr><td>13</td><td>質屋の許可を受けている</td></tr> <tr><td>14</td><td>(社)リース事業協会に加盟している</td></tr> <tr><td>15</td><td>日賦貸金業者として登録されている</td></tr> <tr><td>16</td><td>上記のいずれにも該当しない</td></tr> <tr><td colspan="2">(参考)その他加入している団体があればその名称を記載すること</td></tr> </table>	1	貸金業協会に加盟している	2	日本消費者金融協会に加盟している	3	電話加入権に質権を設定することを目的とした事業協同組合に加盟している	4	日本事業者金融協会に加盟している	5	(社)全国信販協会に加盟している	6	(社)日本クレジット産業協会に加盟している	7	日本クレジットカード協会に加盟している	8	割賦購入あっせん業者として登録されている	9	電気機械器具関係の公益法人に加盟している(関係会社が同法人に加盟している場合を含む)	10	自動車関係の公益法人に加盟している(関係会社が同法人に加盟している場合を含む)	11	日本百貨店協会、日本チェーンストア協会、日本商店連盟、日本専門店会連盟に加盟している(関係会社が同協会等に加盟している場合を含む)	12	建設・不動産関係の公益法人に加盟している(関係会社が同法人に加盟している場合を含む)	13	質屋の許可を受けている	14	(社)リース事業協会に加盟している	15	日賦貸金業者として登録されている	16	上記のいずれにも該当しない	(参考)その他加入している団体があればその名称を記載すること	
1	貸金業協会に加盟している																																																																				
2	日本消費者金融協会に加盟している																																																																				
3	電話加入権に質権を設定することを目的とした事業協同組合に加盟している																																																																				
4	日本事業者金融協会に加盟している																																																																				
5	(社)全国信販協会に加盟している																																																																				
6	(社)日本クレジット産業協会に加盟している																																																																				
7	日本クレジットカード協会に加盟している																																																																				
8	割賦購入あっせん業者として登録されている																																																																				
9	電気機械器具関係の公益法人に加盟している(関係会社が同法人に加盟している場合を含む)																																																																				
10	自動車関係の公益法人に加盟している(関係会社が同法人に加盟している場合を含む)																																																																				
11	日本百貨店協会、日本チェーンストア協会、日本商店連盟、日本専門店会連盟に加盟している(関係会社が同協会等に加盟している場合を含む)																																																																				
12	建設・不動産関係の公益法人に加盟している(関係会社が同法人に加盟している場合を含む)																																																																				
13	質屋の許可を受けている																																																																				
14	(社)リース事業協会に加盟している																																																																				
15	日賦貸金業者として登録されている																																																																				
16	上記のいずれにも該当しない																																																																				
(参考)その他加入している団体があればその名称を記載すること																																																																					
1	貸金業協会に加盟している																																																																				
2	日本消費者金融協会に加盟している																																																																				
3	電話加入権に質権を設定することを目的とした事業協同組合に加盟している																																																																				
4	日本事業者金融協会に加盟している																																																																				
5	(社)全国信販協会に加盟している																																																																				
6	(社)日本クレジット産業協会に加盟している																																																																				
7	日本クレジットカード協会に加盟している																																																																				
8	割賦購入あっせん業者として登録されている																																																																				
9	電気機械器具関係の公益法人に加盟している(関係会社が同法人に加盟している場合を含む)																																																																				
10	自動車関係の公益法人に加盟している(関係会社が同法人に加盟している場合を含む)																																																																				
11	日本百貨店協会、日本チェーンストア協会、日本商店連盟、日本専門店会連盟に加盟している(関係会社が同協会等に加盟している場合を含む)																																																																				
12	建設・不動産関係の公益法人に加盟している(関係会社が同法人に加盟している場合を含む)																																																																				
13	質屋の許可を受けている																																																																				
14	(社)リース事業協会に加盟している																																																																				
15	日賦貸金業者として登録されている																																																																				
16	上記のいずれにも該当しない																																																																				
(参考)その他加入している団体があればその名称を記載すること																																																																					
<p>(記載上の注意)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1～16の該当する項目の番号を で囲み、参考についてはその名称を記載すること。</li> <li>「関係会社」とは、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)第8条第8項における関係会社をいう。</li> </ol>	<p>(記載上の注意)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1～16の該当する項目の番号を で囲み、参考についてはその名称を記載すること。</li> <li>「関係会社」とは、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)第8条第8項における関係会社をいう。</li> </ol>																																																																				